

鳥取県男女共同参画白書

～平成 19 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第9条に基づく年次報告書として作成したものです。

<構成>

平成19年3月に策定した「第2次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、平成19年度の取組や推進状況を取りまとめています。

※数値目標について

計画策定後1年が経過したことから、数値目標の点検を行いました。
その結果、参考資料のとおり追加・修正等を行ったところです。

（平成20年10月1日）

<鳥取県の目指す「男女共同参画」社会の姿>

男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ◆一人一人の人権が大切にされ
- ◆「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ◆自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ◆できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合っ

心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

第2次鳥取県男女共同参画計画の体系図

I	データで見る男女共同参画の現状	1
	鳥取県の人口と世帯	1
	(1)人口	人口の推移/年齢3区分別人口の推移
	(2)世帯	一般世帯数、1世帯当たり人員の推移/一般世帯の家族類型別世帯数の推移
	(3)外国人の状況	国籍別外国人数
	(4)人口動態	「合計特殊出生率」全国との比較/「出生・死亡」全国との比較/「結婚・離婚」全国との比較/年齢階級別未婚率
	テーマA 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう	6
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度/議会議員における女性割合の推移/審議会委員における女性割合の推移/自治体管理職における女性割合の推移/事業所における管理職等の状況/教員・教頭・校長における女性割合/社会通念・慣習などにおける男女平等感/男女の役割分担意識/「らしさ」に関する経験/「らしさ」に関する見解/高等学校学科別の男女割合/男女共同参画人材バンクの分野別登録者数(延べ)/町内会や地域における男女平等感/自治会役員における女性割合/外国人のいる世帯の類型/JICAボランティアの派遣状況	
	テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう	14
	職場における男女平等感/男女別就職率の推移/夫婦とも就業者である世帯の推移/年齢階級別労働力率/雇用形態別雇用者数の推移/雇用形態別雇用者の割合/一般労働者の月刊所定内給与額の比較/短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額の比較/セクシュアル・ハラスメントの経験・認知/セクシュアル・ハラスメント防止対策の状況/家庭生活における男女平等感/男女有業者の週平均生活時間/育児休業制度の有無/育児休業取得率の推移/介護休業制度の有無/介護休業制度の取得状況/〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別の認定状況/〔鳥取県男女共同参画推進企業〕従業員規模別の状況/ひとり親世帯の推移/ひとり親世帯の子どもの状況/ひとり親世帯の就業状況/ひとり親世帯の平均月取/産業大分類別就業者数/就業上の地位別就業者数の推移/選任委員に占める女性農業委員の割合/各種組合正組合員の女性割合推移/家族経営協定の締結状況/女性起業組織の推移/65歳以上の親族のいる世帯の推移/障害児・者数の推移	
	テーマC 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう	28
	夫婦等の間での暴力の経験・認知/DV相談件数の推移/一時保護数の推移/母子保健関係指標の推移/人工妊娠中絶件数の推移/淋菌感染症の男女別推移/性器クラミジア感染症の男女別推移/保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移	
II	男女共同参画施策の実施状況	32
	第2次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう	32
	テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう	44
	テーマC 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう	62
III	男女共同参画施策の実施効果	68
	1 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	68
	2 評価・今後の課題	72
	参考資料	75
	鳥取県男女共同参画推進条例/第2次鳥取県男女共同参画計画/ 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の状況	

第2次鳥取県男女共同参画計画の体系図

テーマ

重点目標

取り組むべき課題

人が年齢・性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮でき心豊かに暮らせる鳥取県

A
男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

- ①議会への女性の参画を進める。
- ②審議会などへの女性の参画を進める。
- ③自治体の管理職への女性の登用を進める。
- ④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める。
- ⑤積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の考え方を広げる。

男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を考えてみよう
・教育と学習の機会を充実しよう
・広報・啓発活動を充実する

- 教育と学習の機会を充実しよう
- ①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する。
- ②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する。
- ③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める。
- ④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める。

様々な分野で男女共同参画を進めよう

- 広報・啓発活動を充実する
- ①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する。
- ②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける。
- ③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる。

自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

- ①防災・復興分野で男女共同参画を進める。
- ②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める。

国際社会の一員として行動しよう

- ①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を試みる。
- ②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める。

B
職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくらう

- ①国際社会の一員として男女共同参画の取組への理解を深める。
- ②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める。
- ③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する。

仕事と家庭を両方大切にしよう

- ①女性の能力開発を進めるための支援を行う。
- ②雇用の場における男女に平等な機会（チャンス）があり、かつ母性が尊重されるような企業を育成する。
- ③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を進める。
- ④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する。
- ⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める。

農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

- ①仕事と家庭の両立が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める。
- ②子育てを支援する対策を充実する。
- ③ひとり親家庭の自立を支援する。
- ④労働者が様々な働き方（時間、方法など）を選べるようにする。

男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者が安心して暮らせる社会にしよう

- ①男女共同参画の視点に立って考え方を考える。
- ②物事を決める場面への女性の参画を進める。
- ③女性の働きや立場を正しく評価する。
- ④起業家を目指す女性を支援する。

C
女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

女性に対するあらゆる暴力をなくそう

- ①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する（雇用、社会参加、介護体制など）。
- ②障害者の自立を支援する。

女性の健康を支援していこう

- ①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める。
- ②配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、ストーカー行為等への対策を進める。
- ③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する。
- ④被害者を支援する体制及び関係機関の連携を強化する（二次被害の防止）。

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する。
- ②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める。
- ③性感染症、エイズなどの対策を進める。

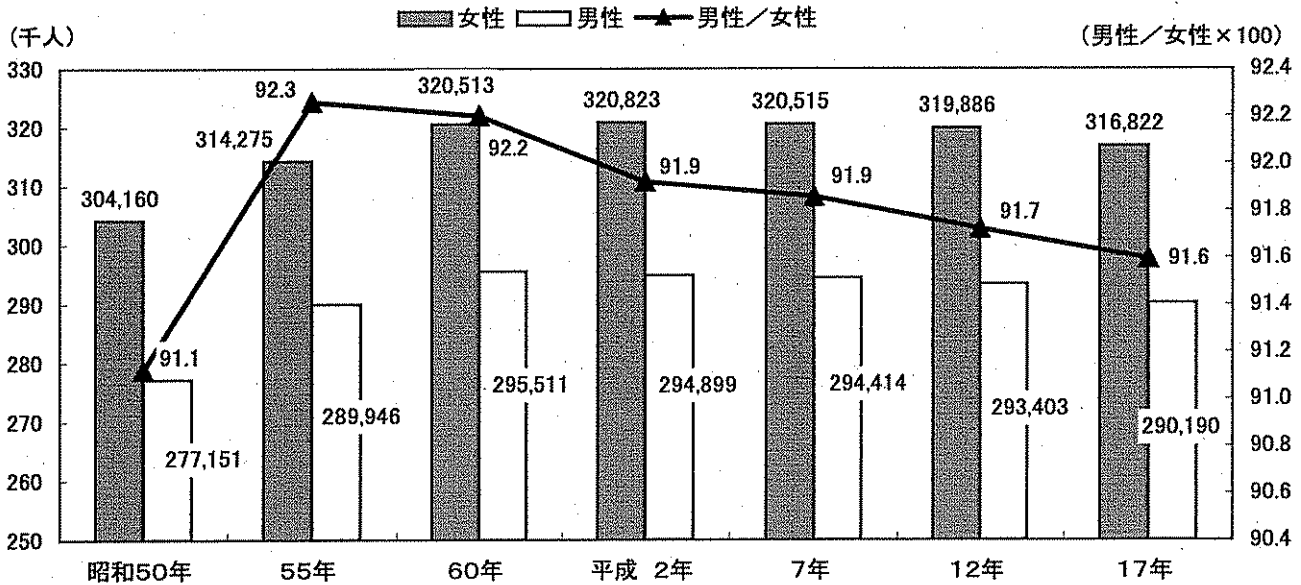
I データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1)人口

平成17年10月1日現在の本県の人口は、607,012人で、12年に比べ6,277人(1.0%)減少している。男女別に見ると女性が316,822人、男性が290,190人で女性が26,632人多く、女性100人に対する男性の数は91.6人(全国95.3人)となっている。

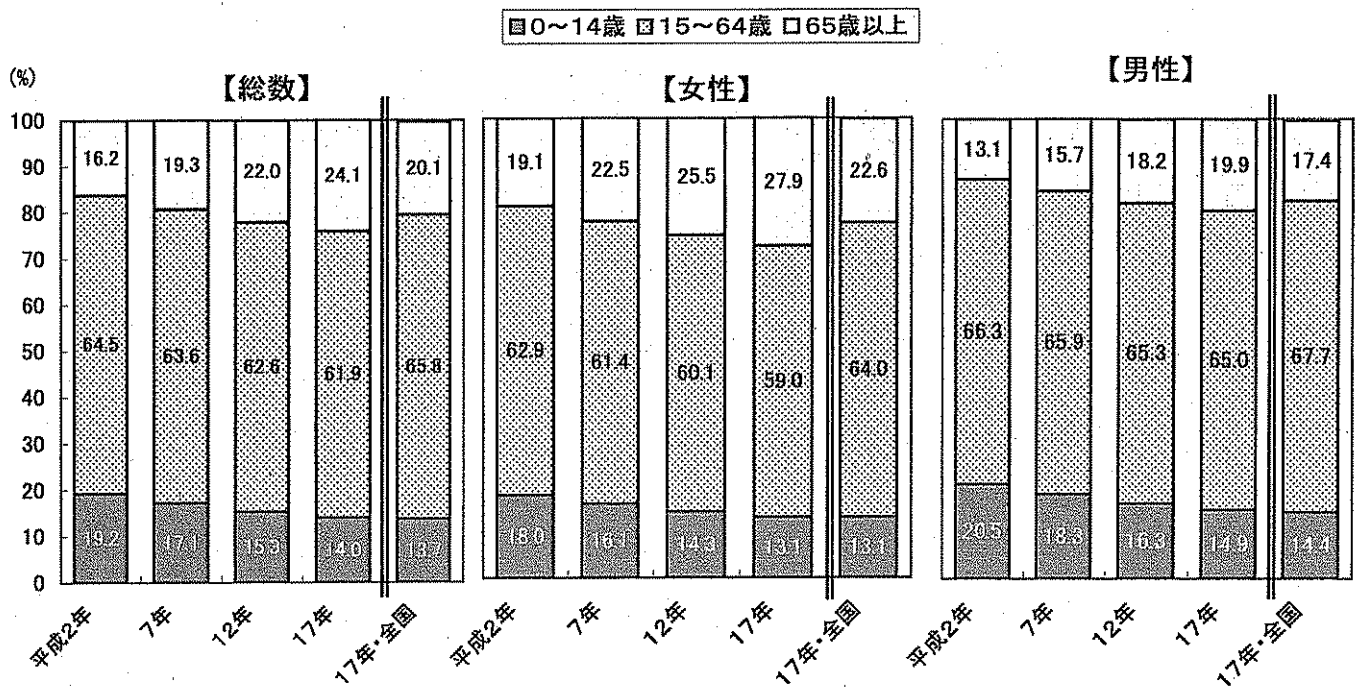
図1-1 人口の推移



資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

平成17年国勢調査では、男女とも高齢化が進んでいるが、女性の老年人口の割合は27.9%と、その率は男性の19.9%よりも高い。

図1-2 年齢3区分別人口の推移



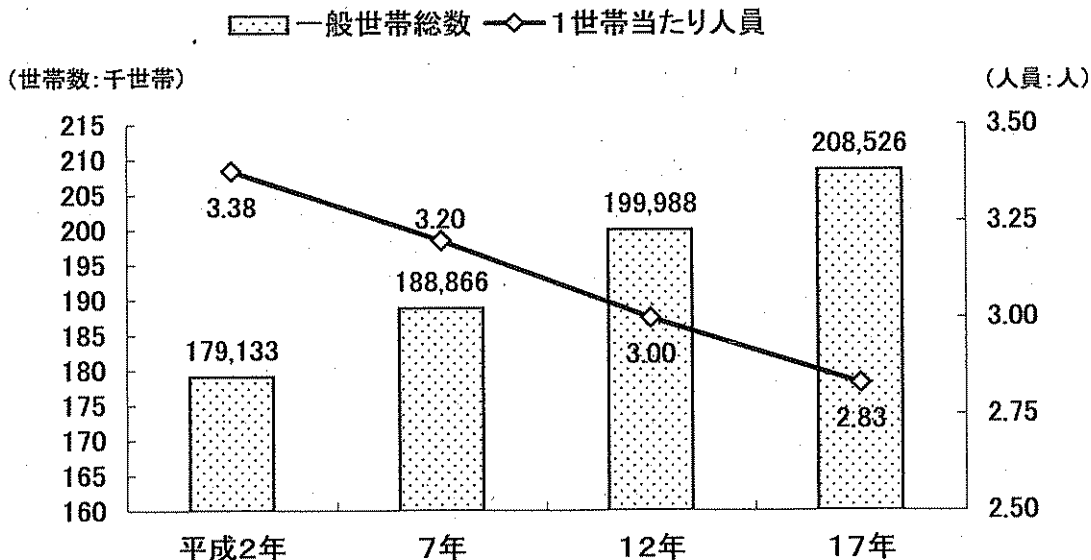
資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

(2)世帯

平成17年国勢調査では、本県の一般世帯数は12年に比べ8,538世帯増加しているが、1世帯当たり人員は12年の3.00人から2.83人と減少しており、世帯規模が小さくなっている。

(注)「一般世帯」は、住民と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮の単身者で、入院・施設等は除く。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

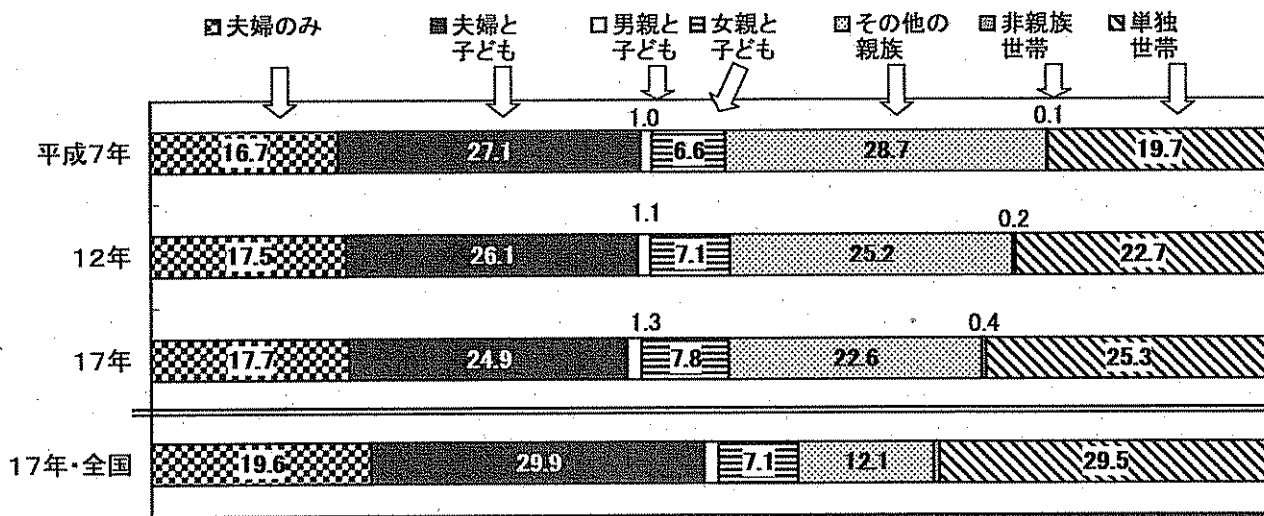


資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

平成17年国勢調査では、本県一般世帯の家族類型は「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」及び「ひとり親と子どもの世帯」が増え、「夫婦と子どもの世帯」「その他の親族世帯」の割合が減っている。

(注)親族世帯・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
非親族世帯・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
単独世帯・世帯人員が1人の世帯

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



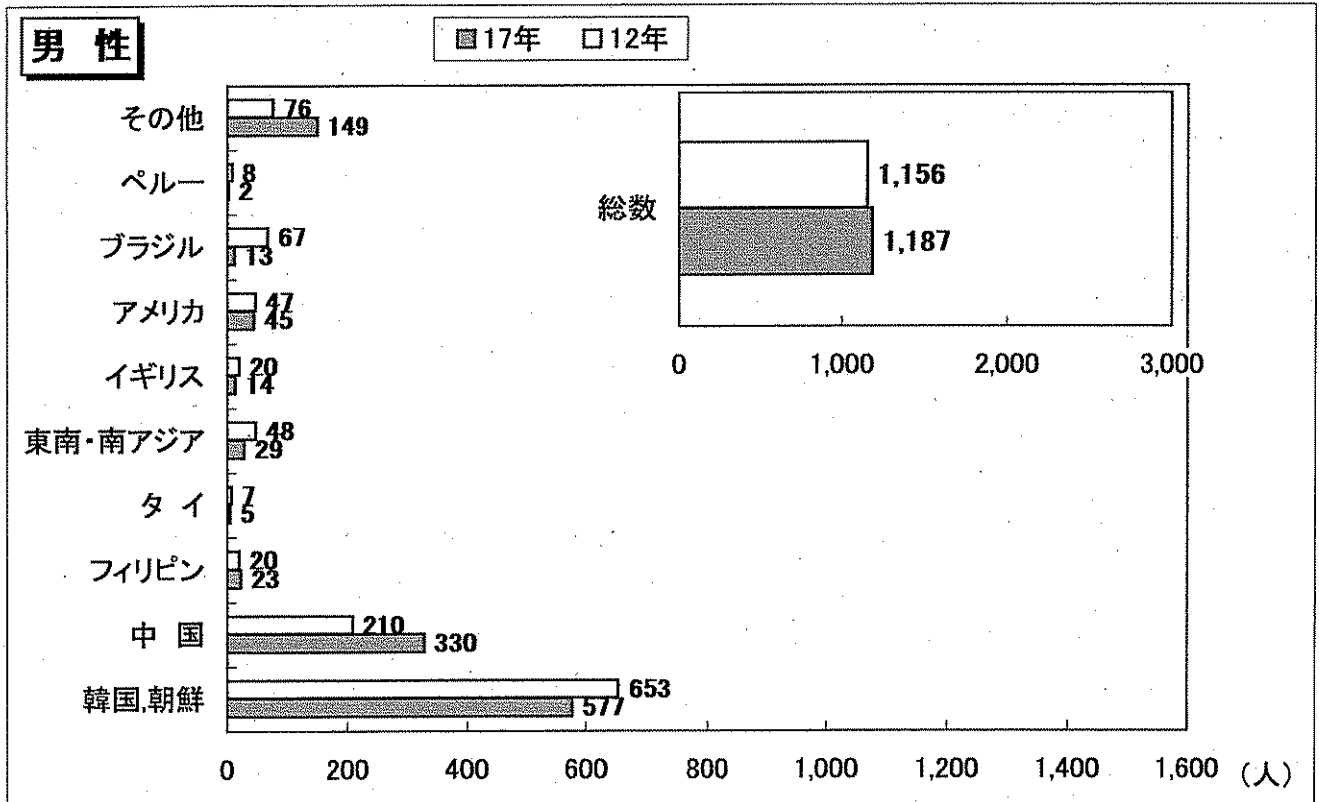
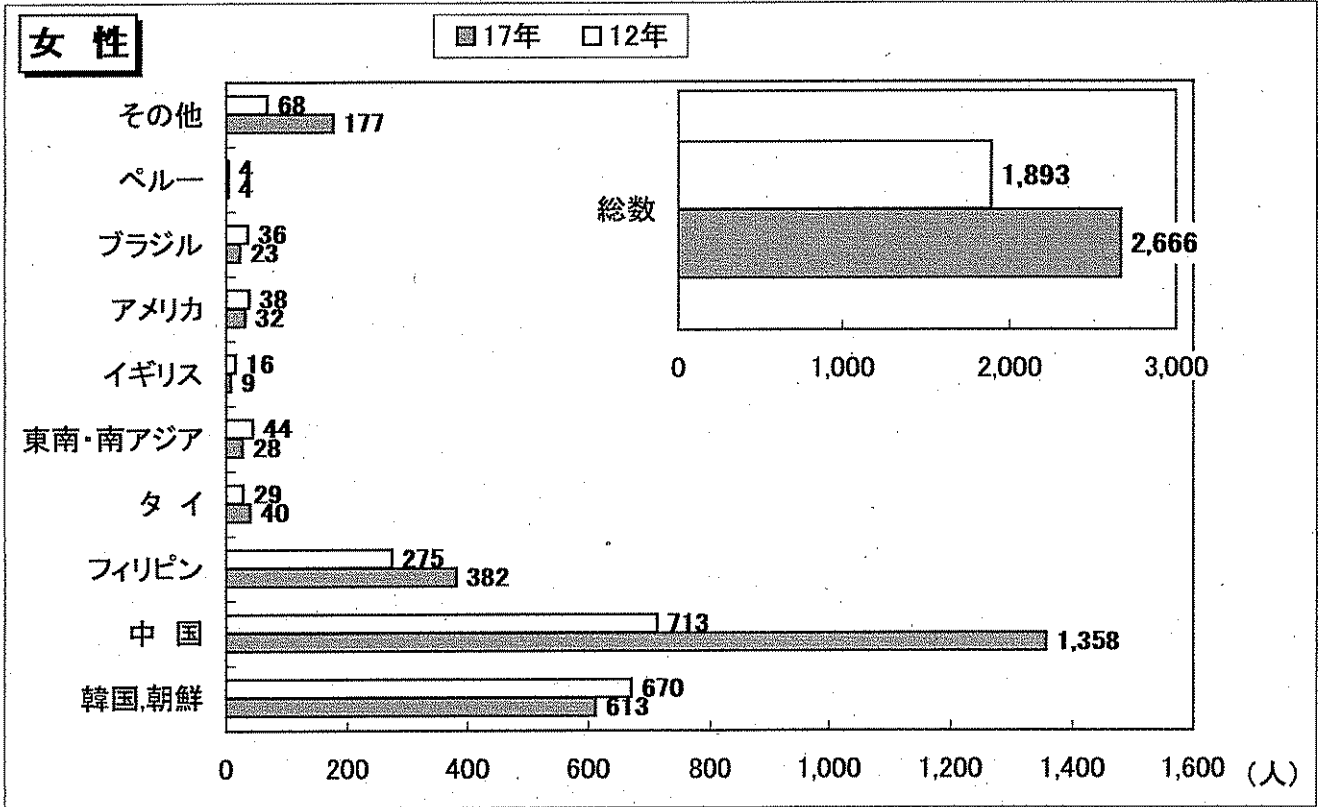
資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

(3)外国人の状況

平成17年国勢調査では、本県に居住する外国人は3,853人(国籍不明・不詳を含む)で、12年より792人増加した。出身地域別では中国が最も多く、12年に最多だった韓国・朝鮮は減少している。女性では前回と同じで中国がトップ、次いで韓国・朝鮮、フィリピンの順になっている。

(注)東南・南アジア:インドネシア、ベトナム等

図1-5 国籍別外国人数



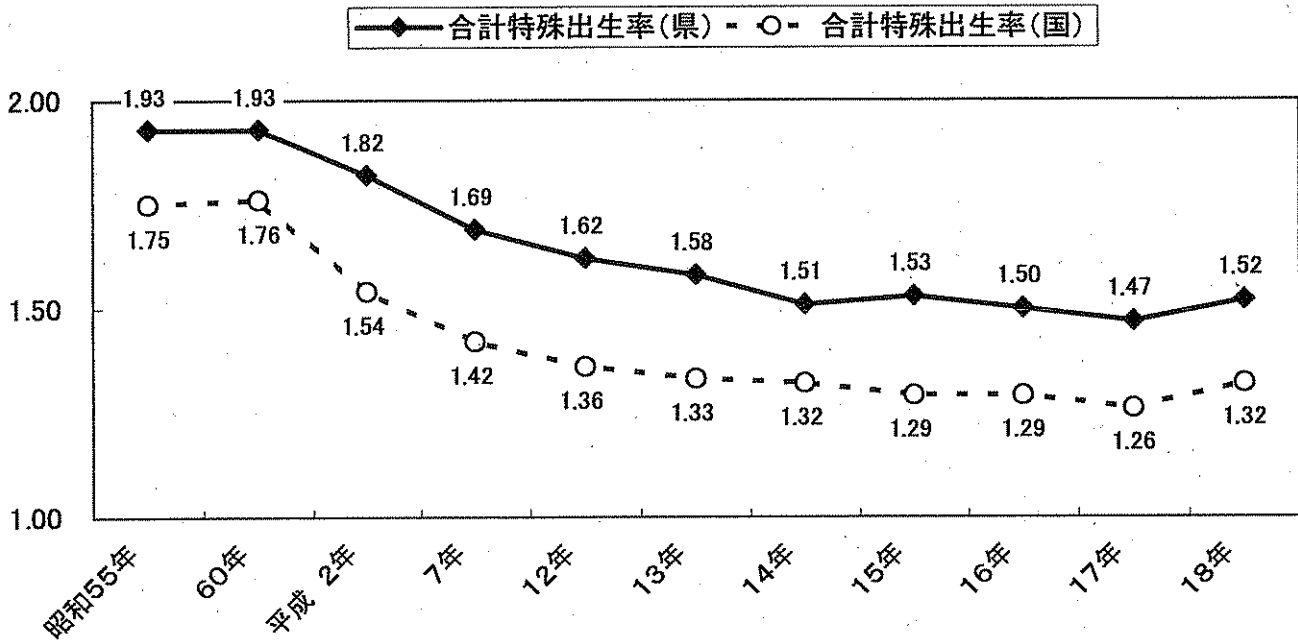
資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

(4)人口動態

平成18年人口動態統計では、本県の合計特殊出生率は全国の率を上回って推移し、全国同様わずかながら低下してきたが、18年は昨年の1.47より0.05ポイント上昇し1.52となっている。

(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

図1-6 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

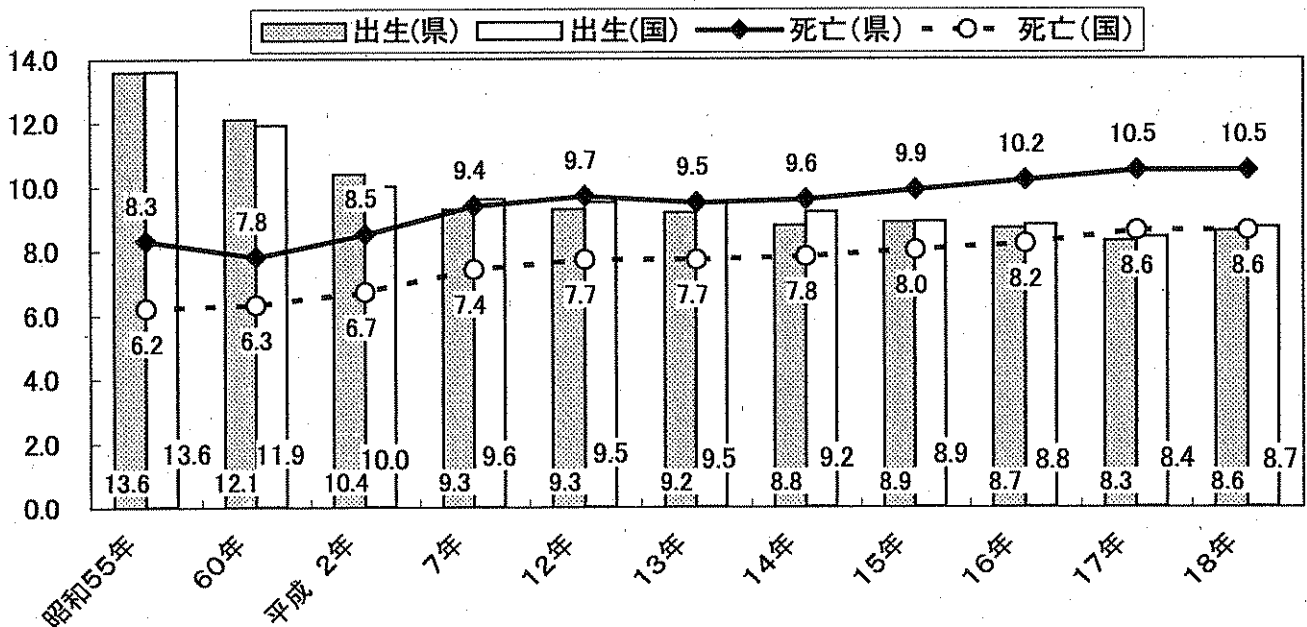


資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成18年)

平成18年人口動態統計では、本県の出生率及び死亡率を全国の率と比較すると、出生率は全国とほぼ同率で推移している。死亡率については、全国の率を上回って推移している。

(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

図1-7 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

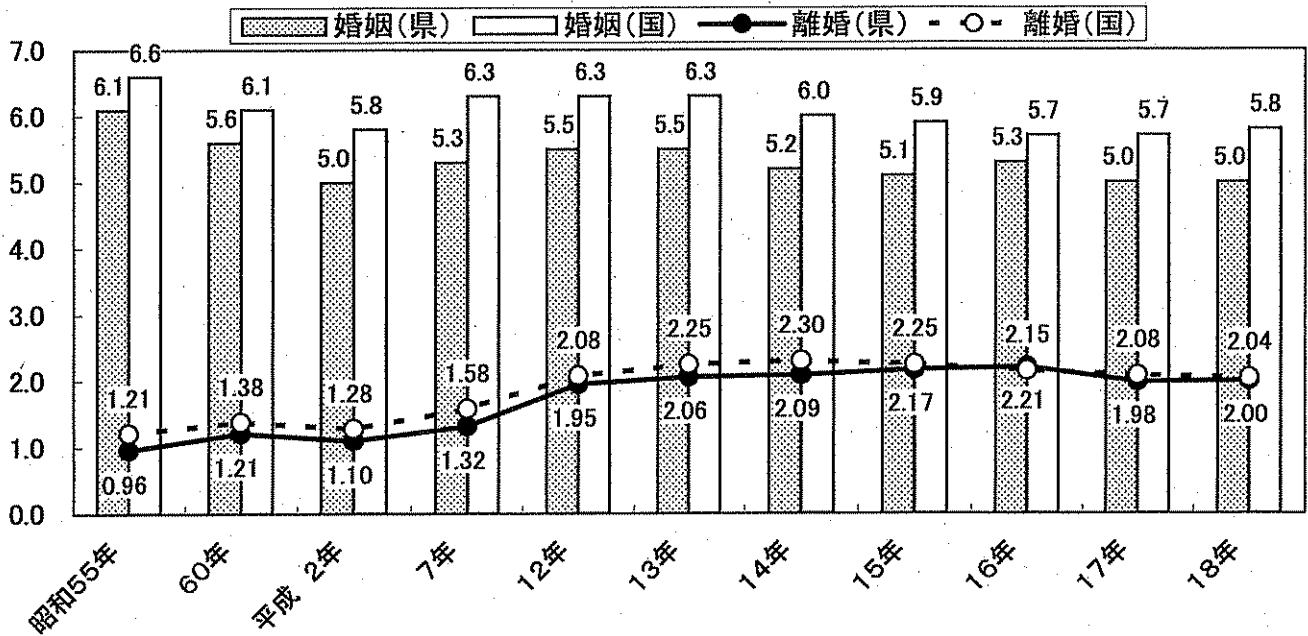


資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成18年)

平成18年人口動態統計では、本県の婚姻率は横ばいで推移しているが、離婚率は7年から増加に転じている。全国の率と比較すると、婚姻率、離婚率ともに全国の率とほぼ同じような推移をしている。

(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

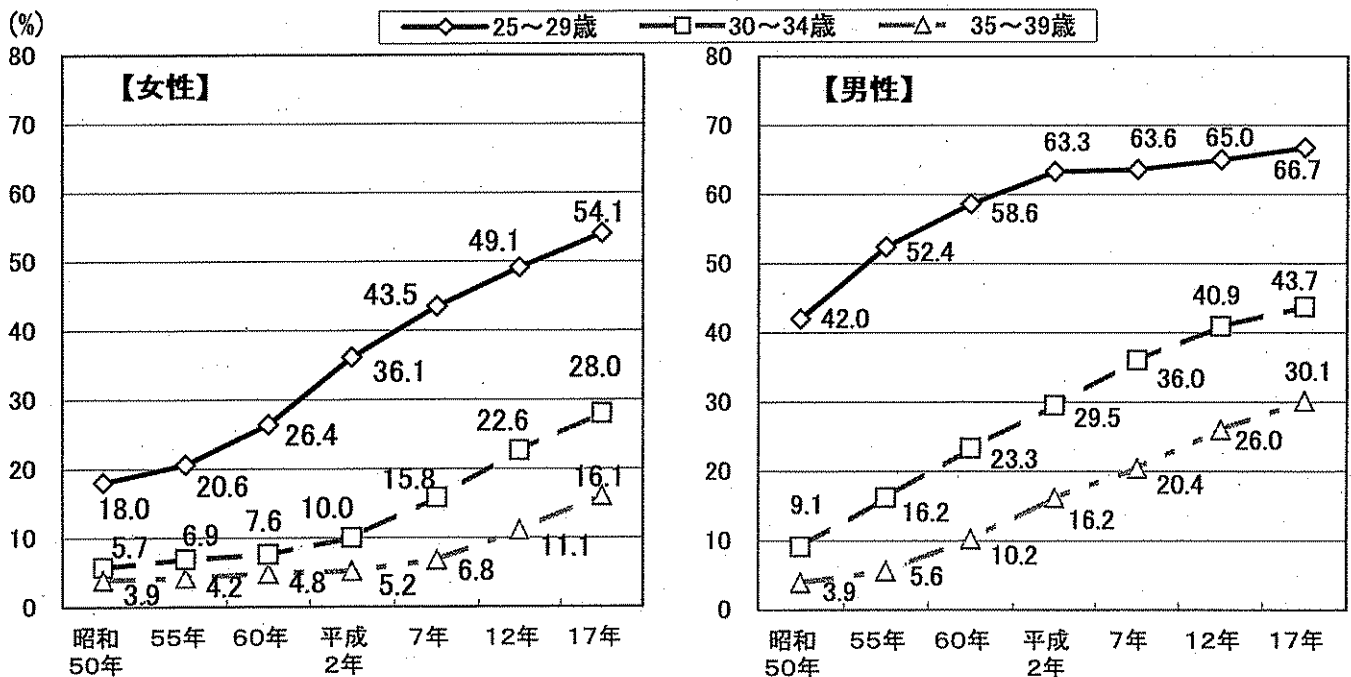
図1-8 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)



資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成18年)

平成17年国勢調査では、本県の年齢階級別未婚率は男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し、男性の未婚率が高い。

図1-9 年齢階級別未婚率



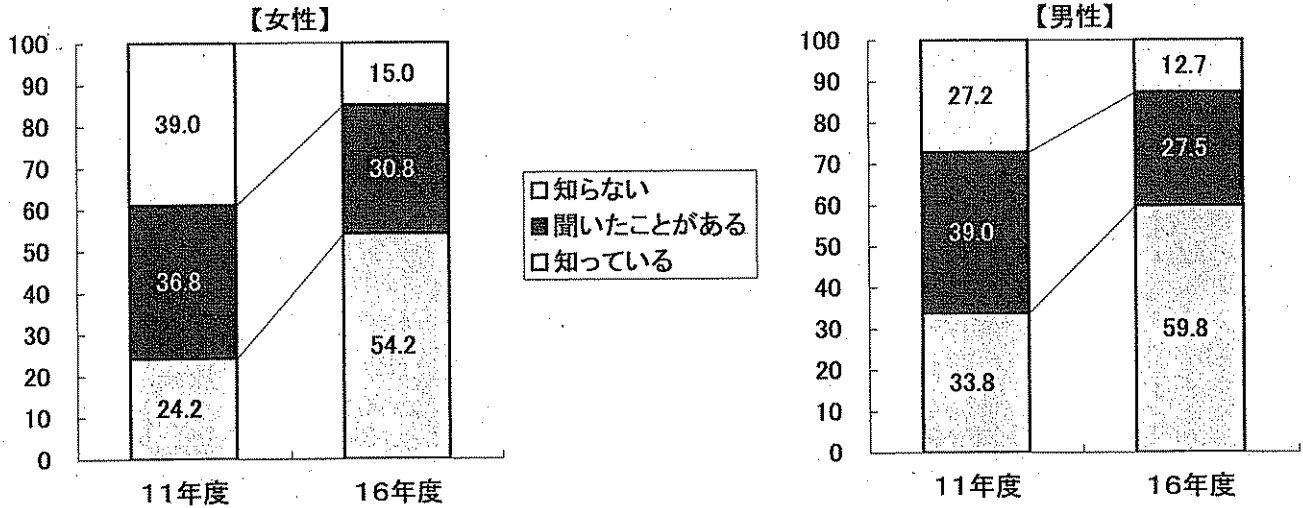
資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

◆自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査では、「男女共同参画社会」という言葉を知っている割合は、男女ともに50%を超えて大幅に増加した。一方、知らないとした割合は女性で15.0%、男性で12.7%であった。

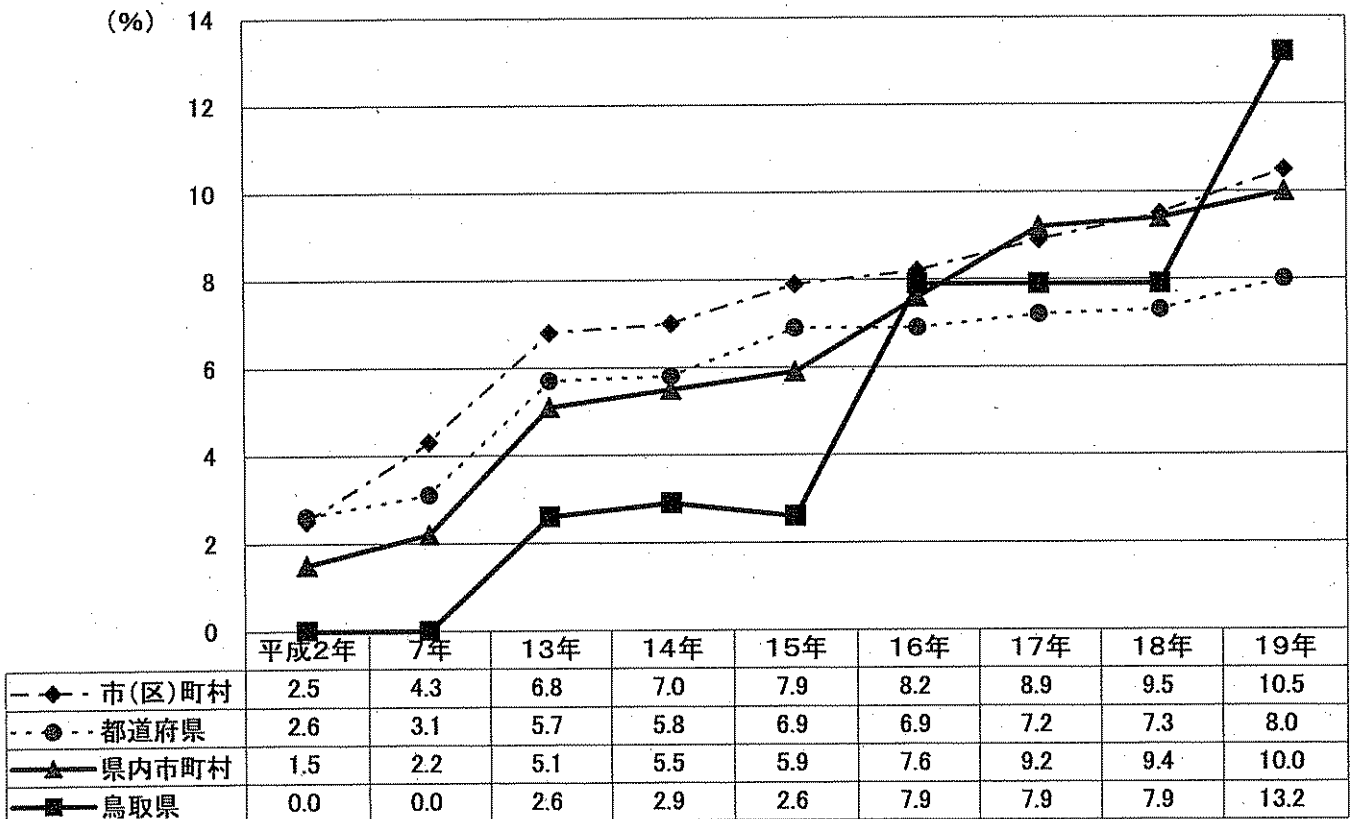
図A-1 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成16年度)

平成19年6月1日現在の本県の議会における女性議員の割合は、県で13.2%、市町村で10.0%とそれぞれ上昇している。

図A-2 議会議員における女性割合の推移



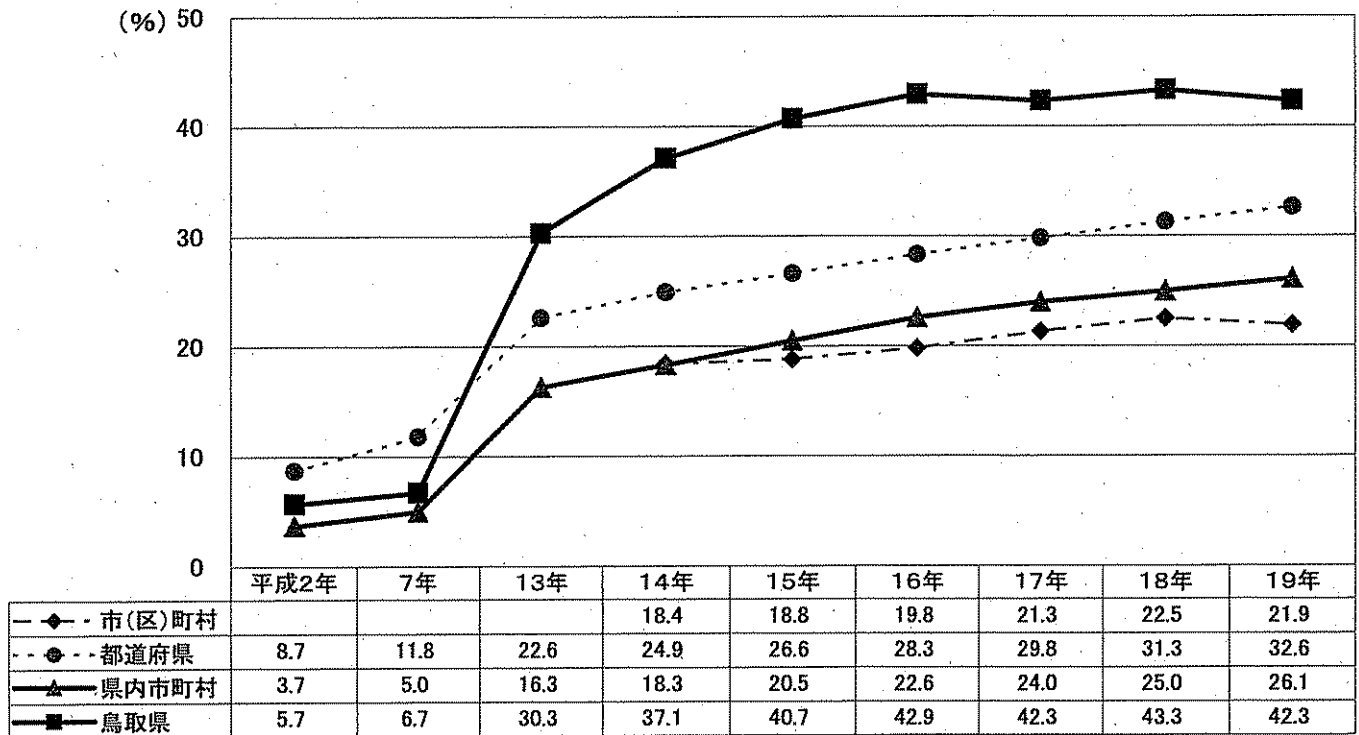
資料：鳥取県男女共同参画推進課調べ(平成19年)

<調査時点>平成2, 7, 19年は6月1日、13~16年は年度末、17年の市町村は7月1日、それ以外は4月1日現在(都道府県及び市(区)町村については各年末時点)

テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

平成19年4月1日現在の本県の審議会委員における女性の割合は、県42.3%、市町村26.1%となっている。県においては13年以降、全国平均を上回って推移している。

図A-3 審議会委員における女性割合の推移

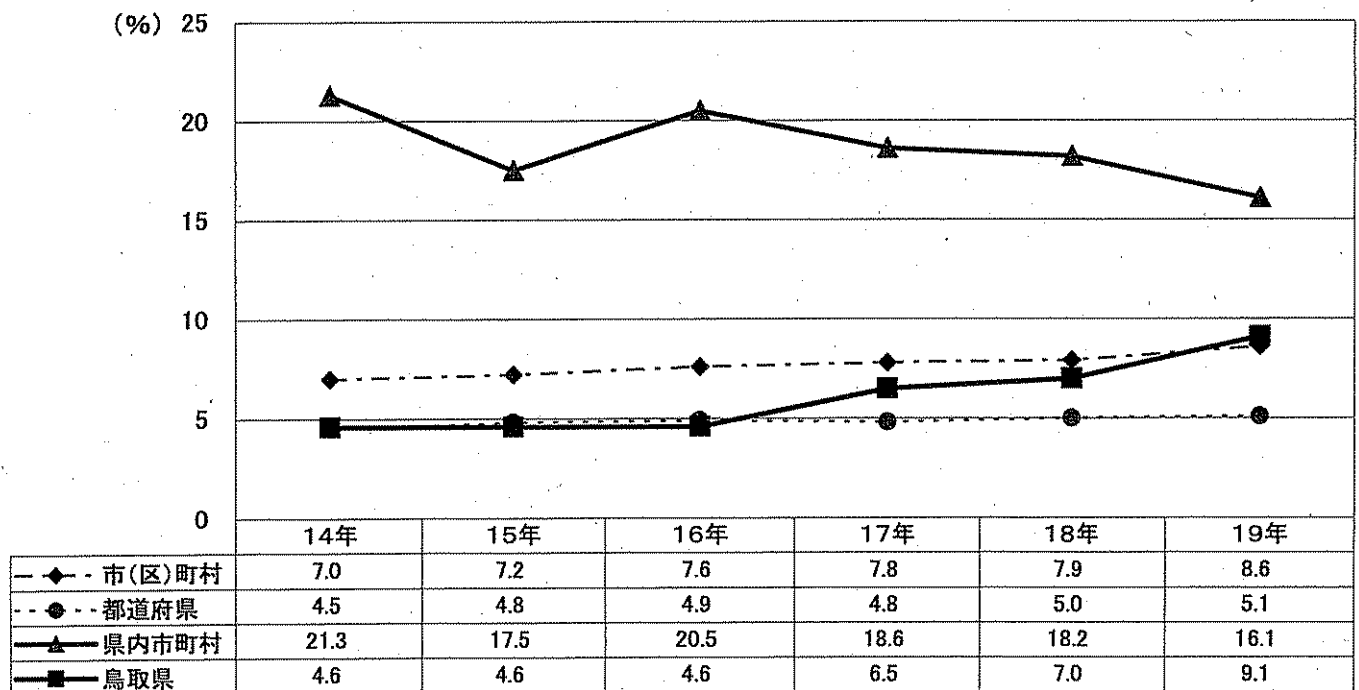


資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成19年度)
 <調査時点>平成2, 7年は6月1日、17年の市町村は7月1日、それ以外は4月1日現在

平成19年4月1日現在の本県の自治体管理職(本庁の課長相当職以上)における女性の割合は、県が9.1%、市町村は16.1%となっている。

(注)「本庁」には警察本部・教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外(「学校基本調査」を参照)

図A-4 自治体管理職における女性割合の推移

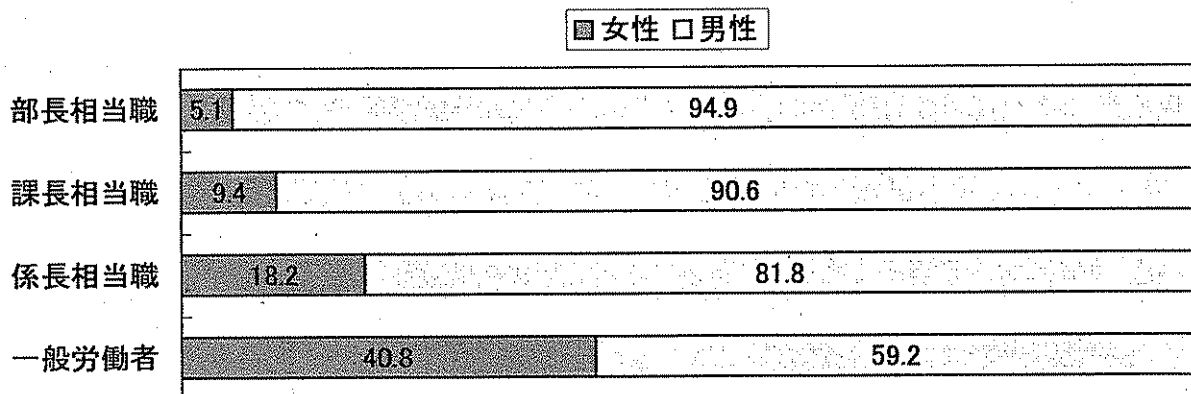


資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成19年度)
 <調査時点>17年の市町村は7月1日、それ以外は4月1日現在

テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

平成16年度鳥取県労働条件等実態調査では、事業所における管理職の状況は役職が上がる程女性の比率は下がっている。

図A-5 事業所における管理職等の状況



資料：鳥取県労働条件等実態調査(平成16年度)

<対象>従業者(常用雇用)10人以上の事業所1,000事業所を抽出(回答率45.4% 454事業所)

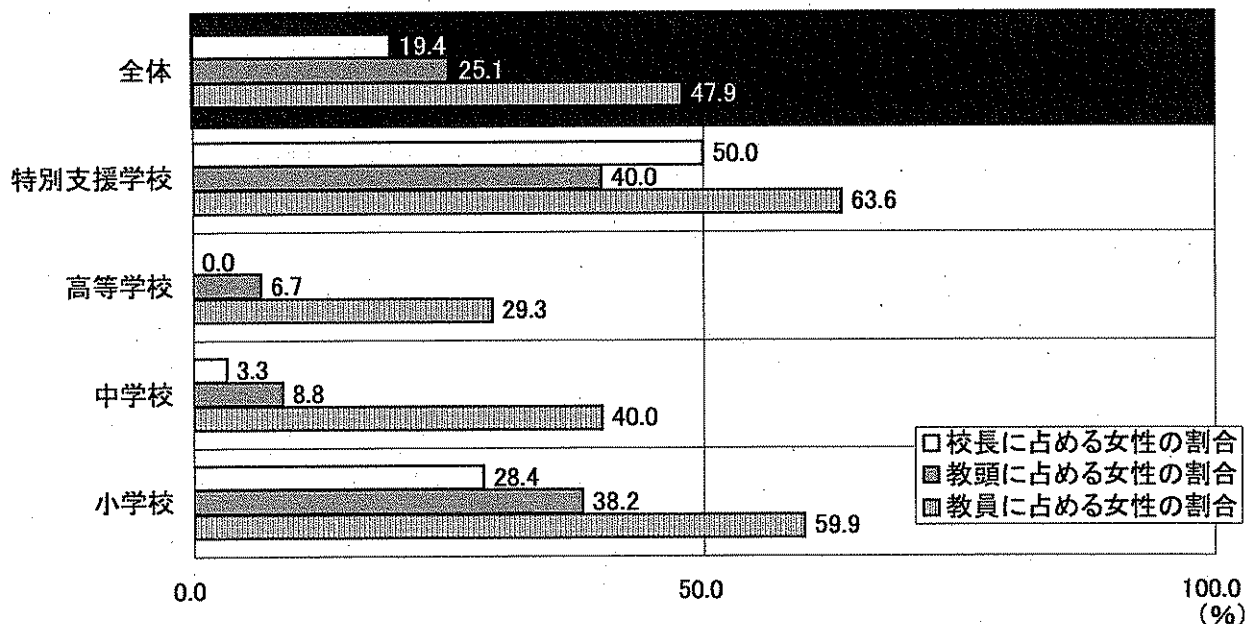
平成19年度学校基本調査では、学校における教員総数の男女比率はほぼ同率となっているが、うち女性の教頭は25.1%、校長は19.4%となっている。

(注)国立、公立、私立のすべてを含む

表A-1 教員の状況

区分	教員			教頭			校長		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
小学校	2,616	1,048	1,568	152	94	58	148	106	42
中学校	1,502	901	601	68	62	6	61	59	2
高等学校	1,551	1,097	454	60	56	4	30	30	0
特別支援学校	596	217	379	15	9	6	8	4	4
全体	6,265	3,263	3,002	295	221	74	247	199	48
割合(%)		52.1	47.9		74.9	25.1		80.6	19.4

図A-6 教員・教頭・校長における女性割合



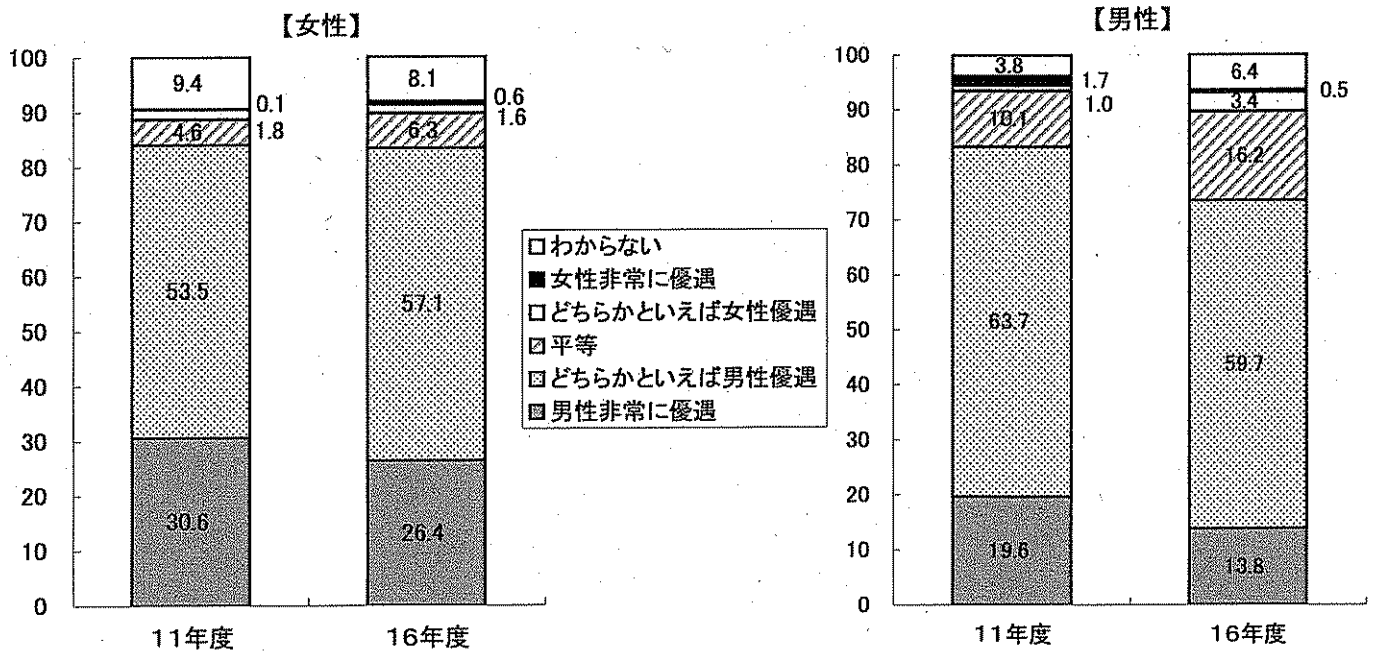
資料：文部科学省「学校基本調査」(平成19年度)

テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

◆男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査では、社会通念・慣習やしきたりなどにおいて女性の8割以上、男性の7割以上が男性が優遇されていると感じている。

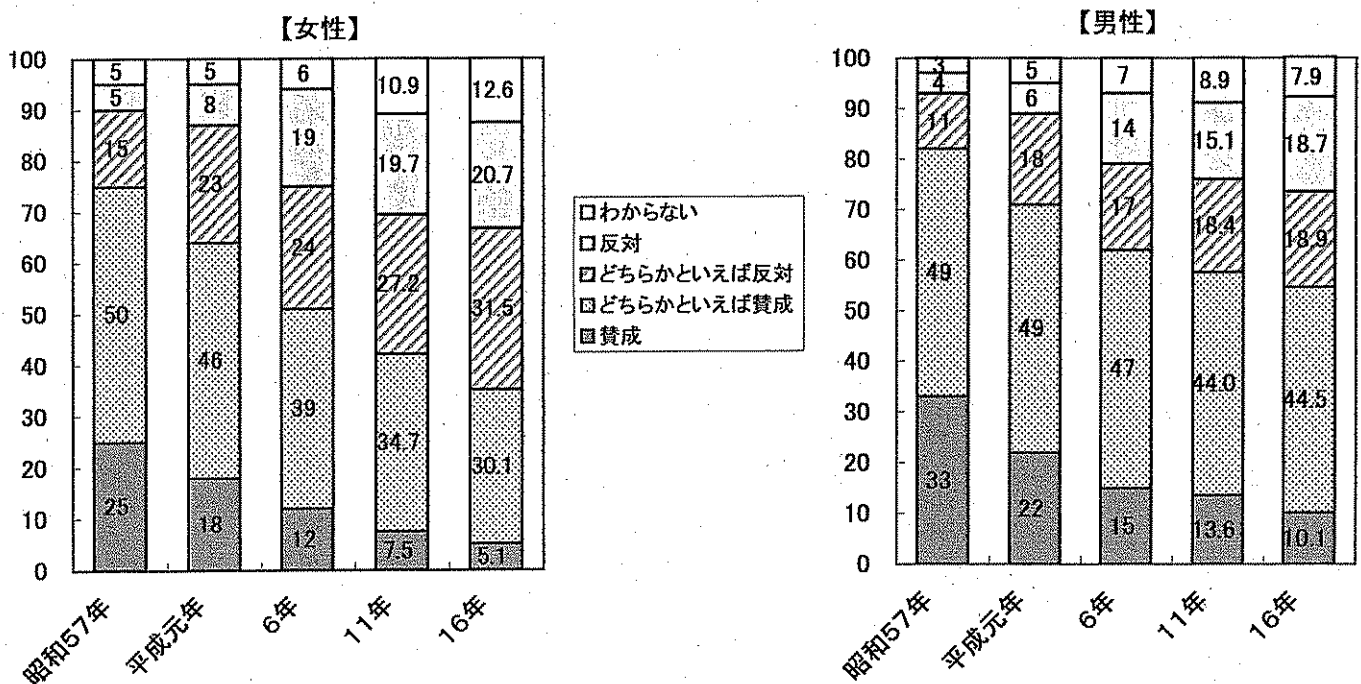
図A-7 社会通念・慣習などにおける男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成16年度)

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、男女とも「反対」とする人が増加しており、女性では52.2%と半数を超えている。

図A-8 男女の役割分担意識



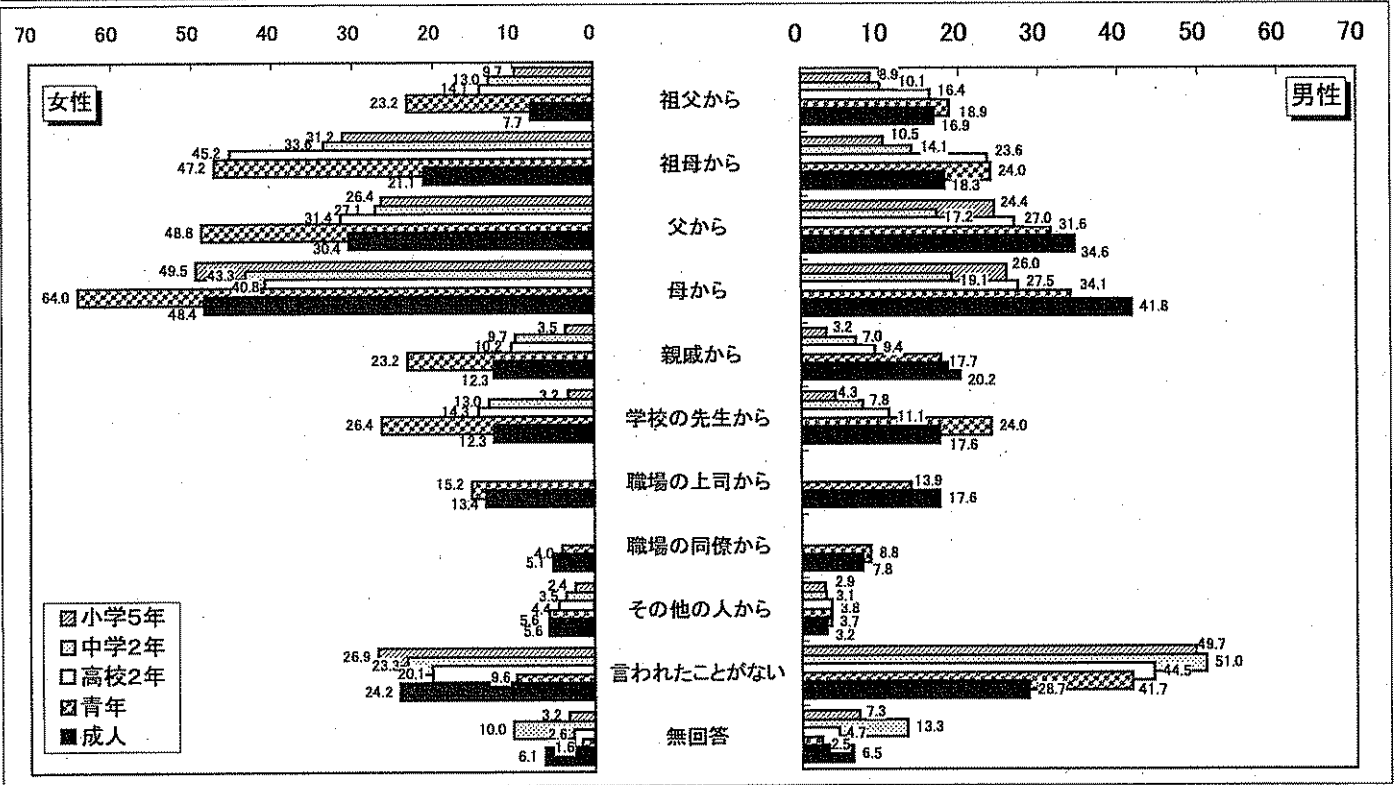
資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成16年度)

テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

平成17年度鳥取県青少年育成意識調査では、男の子または女の子だから「こうなさい、こうあるべき」と言われた経験(複数回答)は、父母からの他、高校生では祖母から言われた割合が多い。また、言われたことがないと回答した小中学生は男女を合わせると4割に近いが、内訳では男性の方が多。

(注)青年:18~25歳 成年:26歳以上

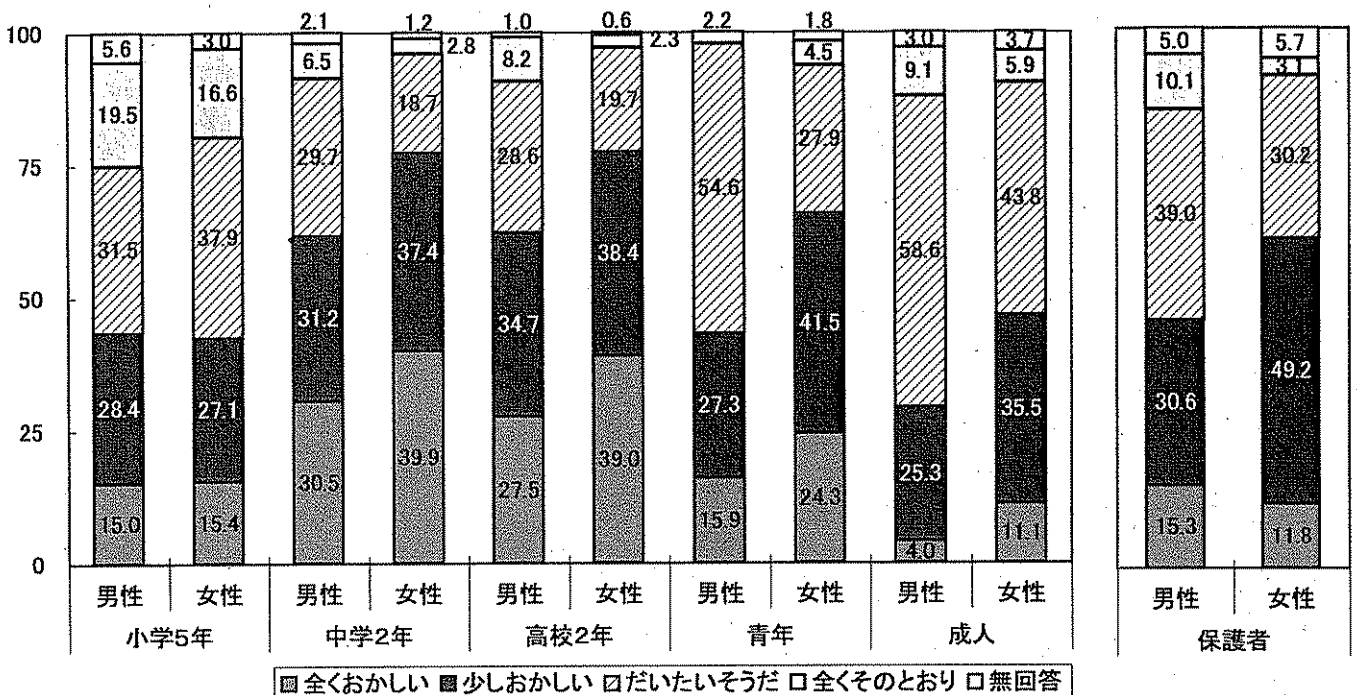
図A-9 「らしさ」に関する経験



資料：鳥取県青少年育成意識調査(平成17年度)

平成17年度鳥取県青少年育成意識調査では、男の子または女の子だから「こうなさい、こうあるべき」という考え方について、おかしい(少し+全く)とする回答が中・高校生で多く、保護者では女性の方が割合が高い。

図A-10 「らしさ」に関する見解



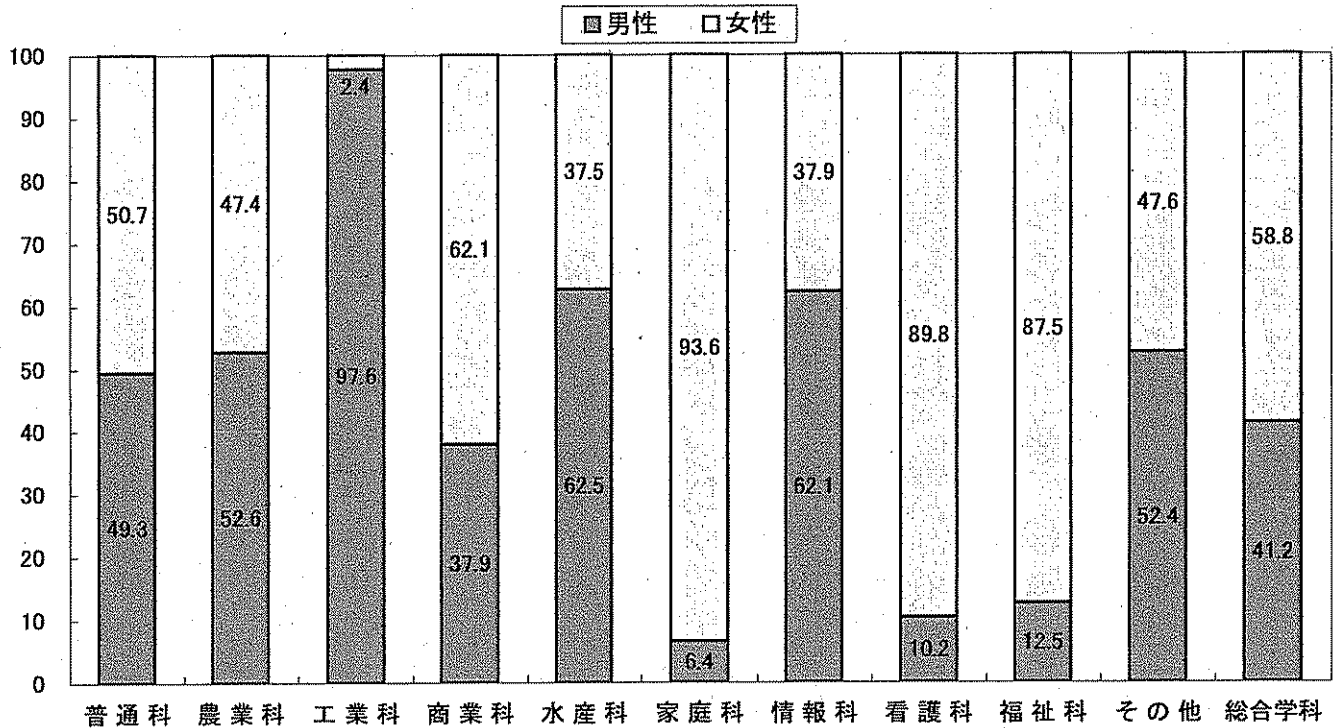
資料：鳥取県青少年育成意識調査(平成17年度)

テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

平成19年度学校基本調査では、高等学校の在学者を学科別に見ると、家庭科などでは女性の割合が高く、工業科などは男性の割合が高い。

(注)公立、私立、全日制・定時制のすべてを含む

図A-11 高等学校学科別の男女割合

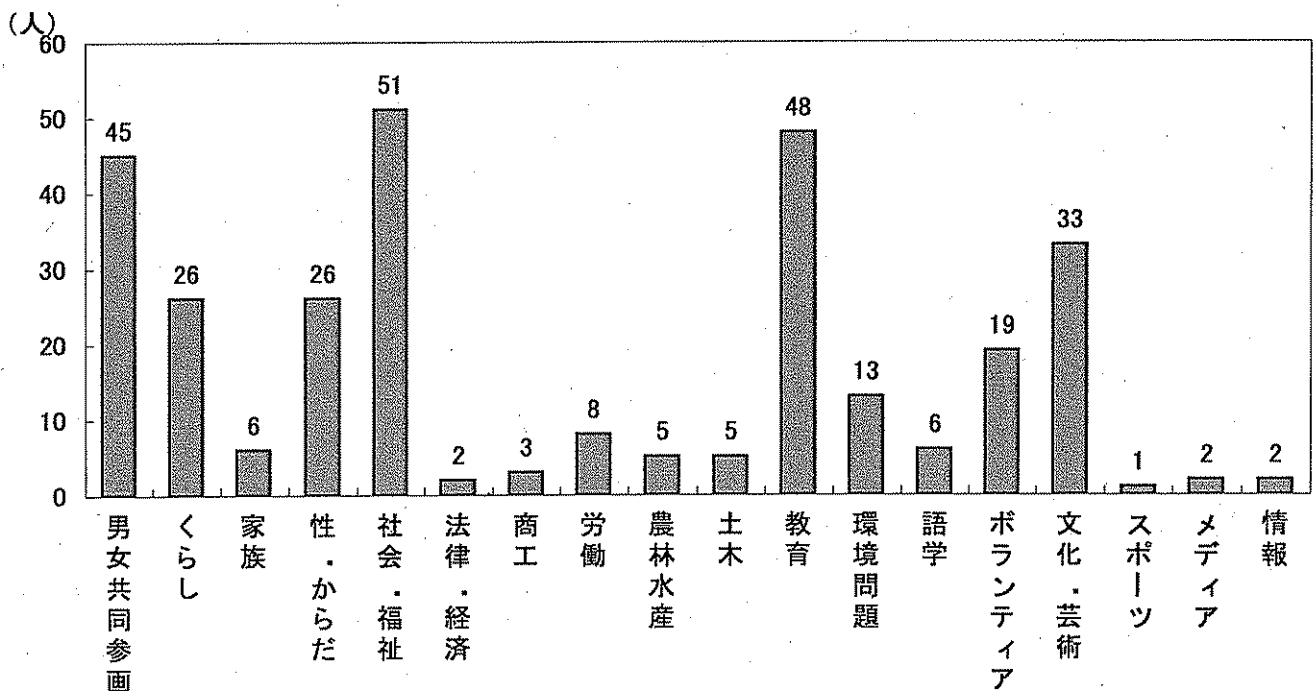


資料：文部科学省「学校基本調査」(平成19年度)

◆様々な分野で男女共同参画を進めよう

平成19年の男女共同参画人材バンク登録者を専門分野別に見ると、社会・福祉、教育等女性の登録が多い分野と、法律・経済、スポーツ等少ない分野との差は大きい。

図A-12 男女共同参画人材バンクの分野別登録者数(延べ)



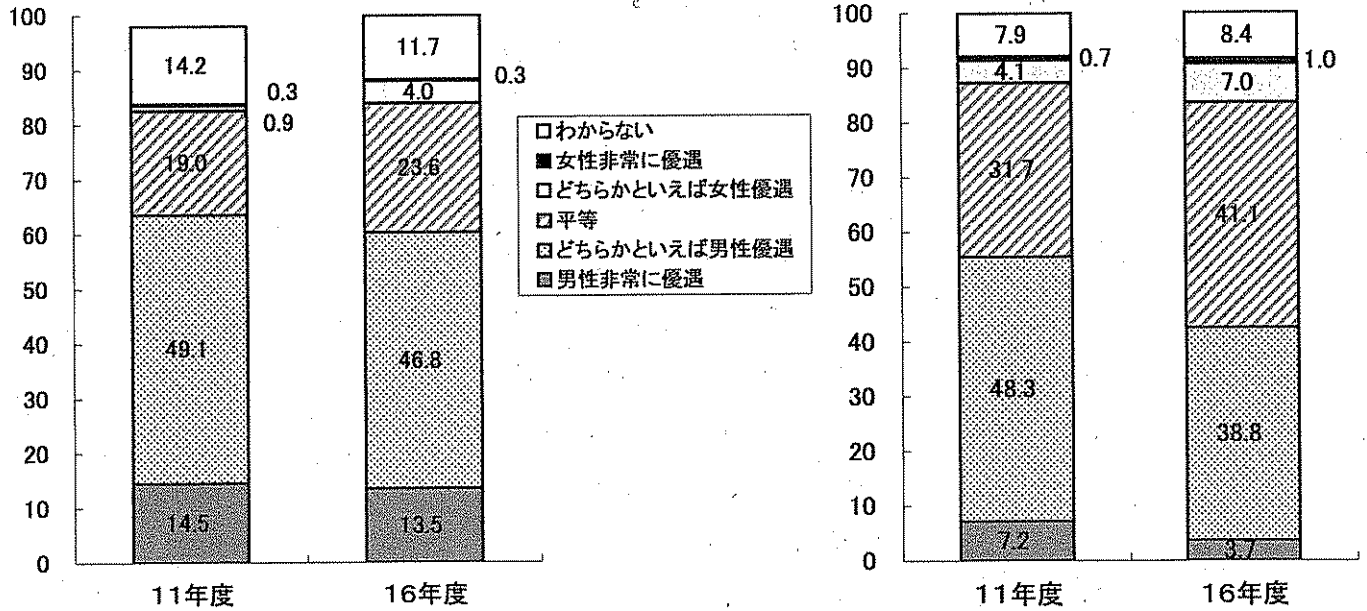
資料：鳥取県男女共同参画推進課調べ(平成19年)

テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

◆自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査では、町内会や地域において男女とも過半数が男性が優遇されていると感じているが、前回調査と比べ男性優遇と考える男性の割合が13ポイント減少している。

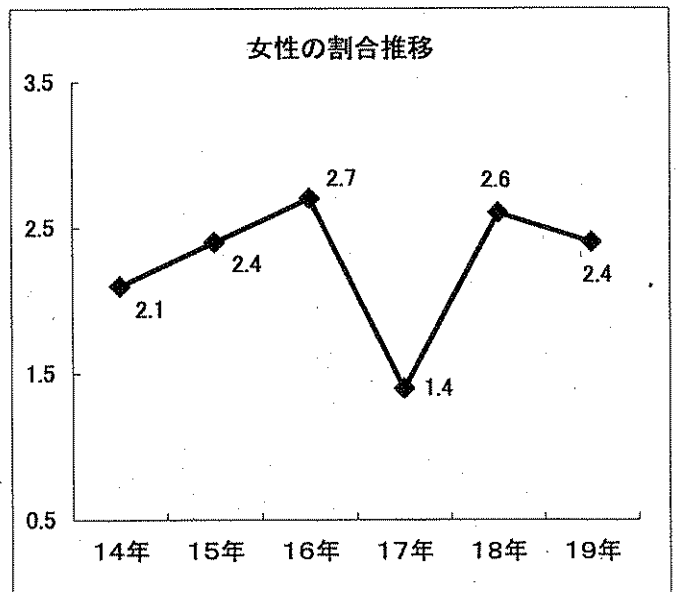
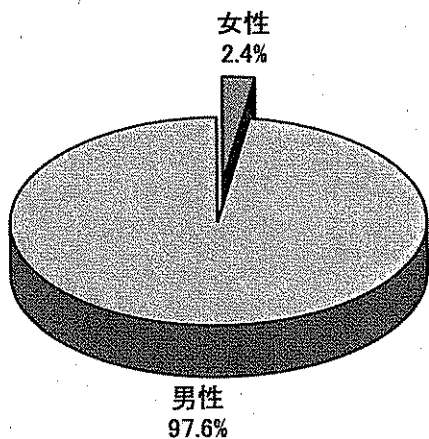
図A-13 町内会や地域における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成16年度）

平成19年4月1日現在、本県の自治会役員のうち会長2,836人中女性は45名で1.6%であり、役員（会長及び副会長）における女性の割合は2.4%でほぼ横ばい、男性が97.6%となっている。

図A-14 自治会役員における女性割合



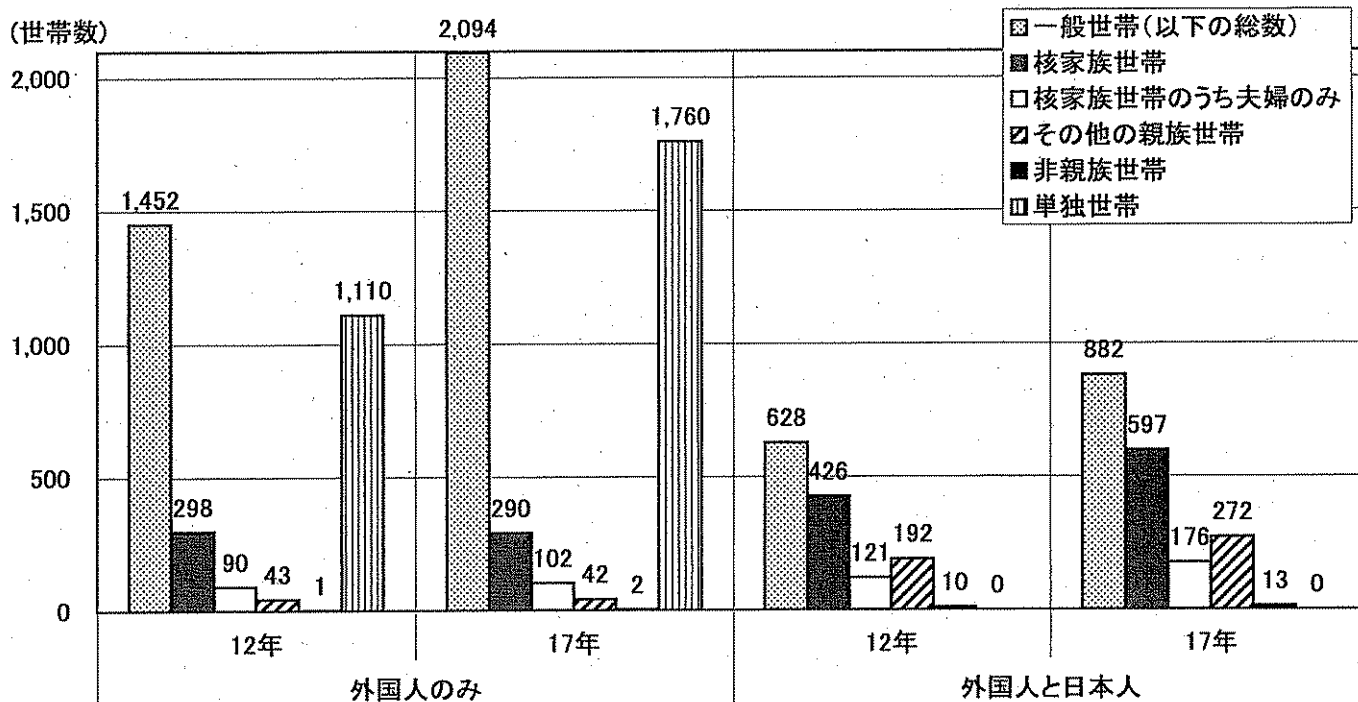
資料：鳥取県男女共同参画推進課調べ（平成19年）
 <調査時点>17年は7月1日、それ以外は4月1日現在

テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

◆国際社会の一員として行動しよう

平成17年国勢調査では、本県の外国人のいる世帯は2,976世帯で、12年に比べ896世帯増加し、外国人の単独世帯も増えている。

図A-15 外国人のいる世帯の種類

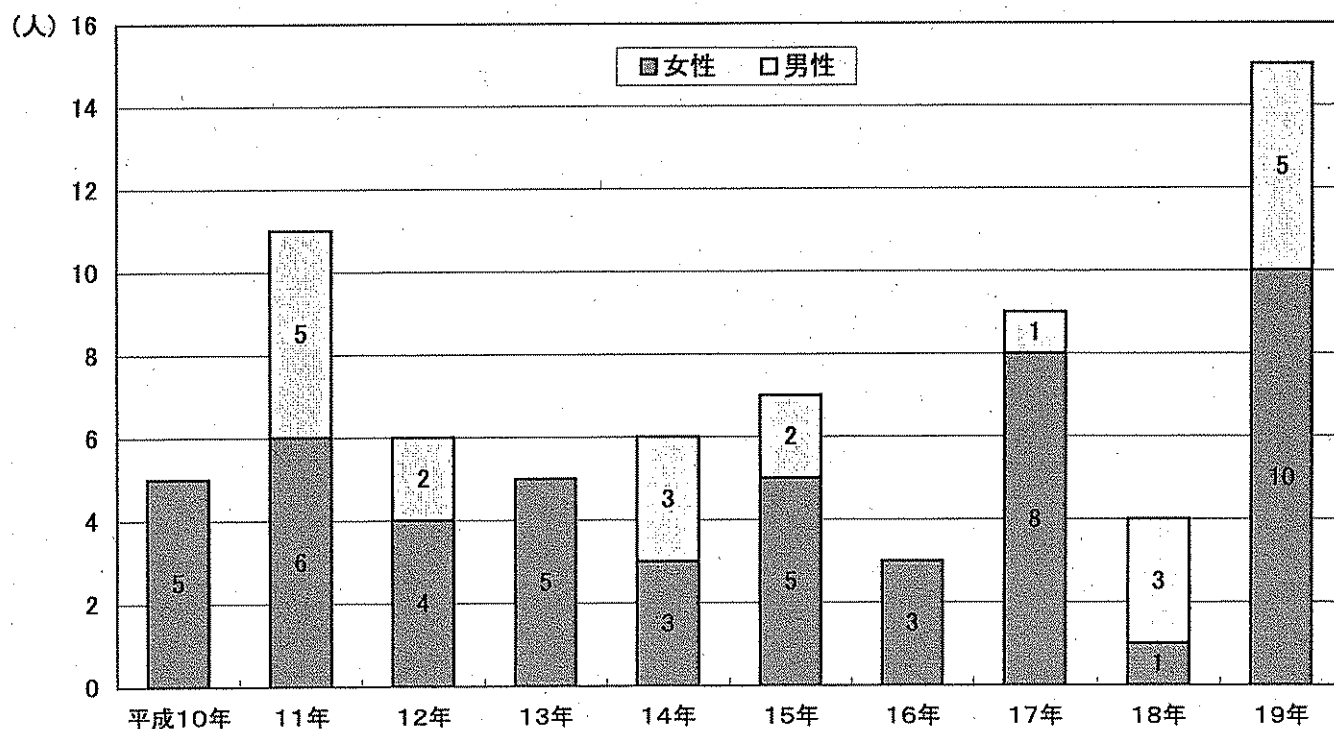


資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

平成19年中に出発したJICAボランティア(青年海外協力隊員及びシニア・ボランティア)は、女性10名、男性5名となっており、20年1月末現在で本県出身者18名が派遣されている。

(注)JICA:独立行政法人・国際協力機構

図A-16 JICAボランティアの派遣状況



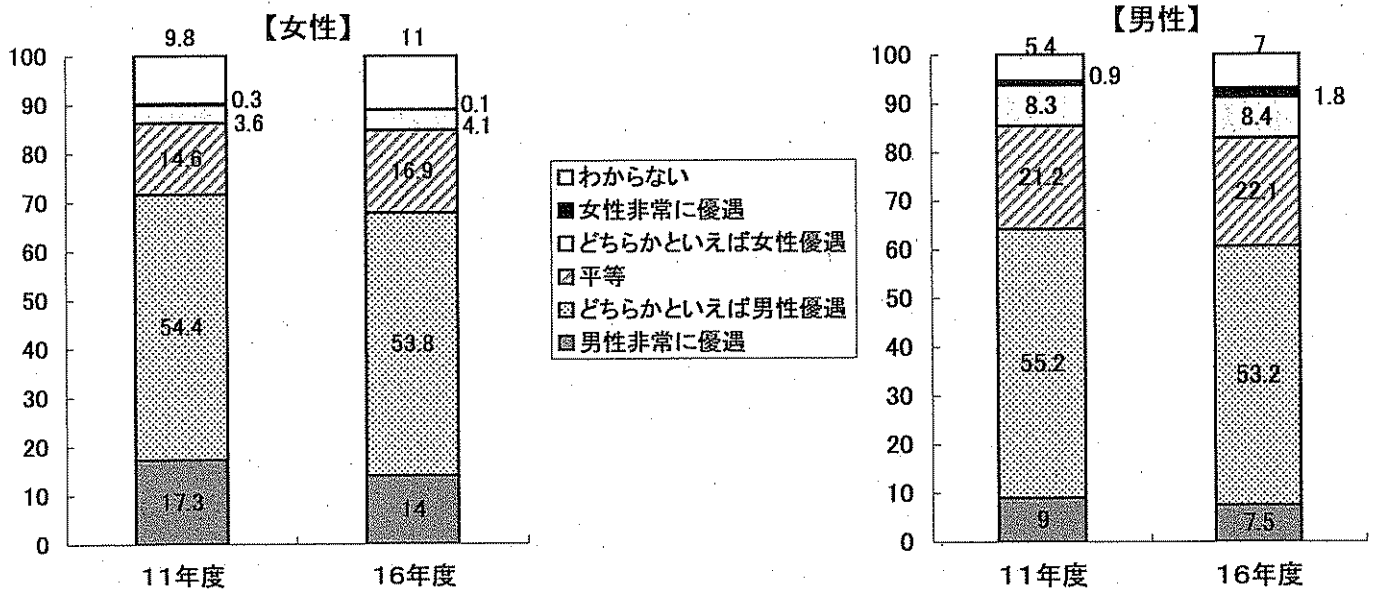
資料：鳥取県交流推進課調べ(平成19年)

テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

◆男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査では、職場において、男女とも6割以上が男性が優遇されていると感じている。

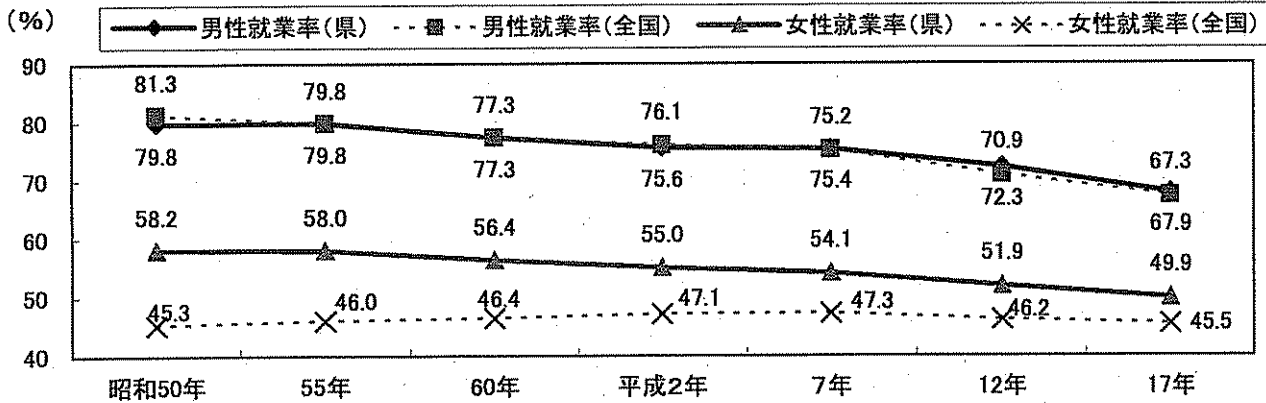
図B-1 職場における男女平等感



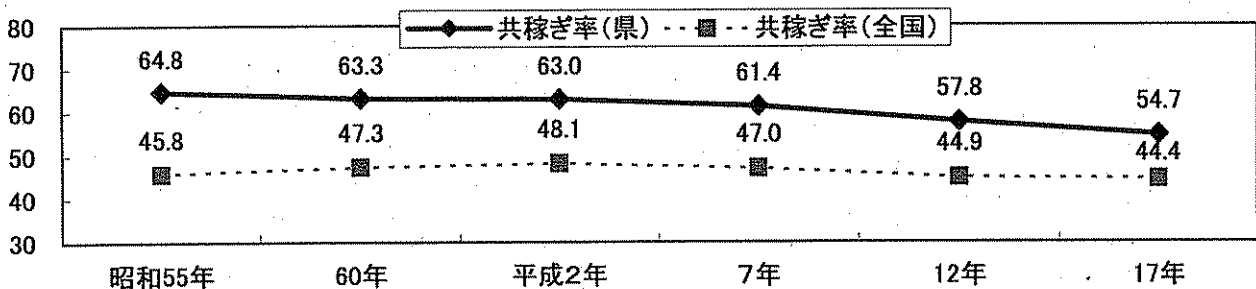
資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成16年度)

平成17年国勢調査では、男性の就業率は67.9%で全国とほぼ同じ率であり、女性の就業率は49.9%で全国との差は縮まりつつあるが、上位で推移している。また、夫婦とも就業者である世帯(共稼ぎ世帯)の率は54.7%であり、全国の率を10.3ポイント上回っている。

図B-2 男女別就業率の推移



図B-3 夫婦とも就業者である世帯の推移

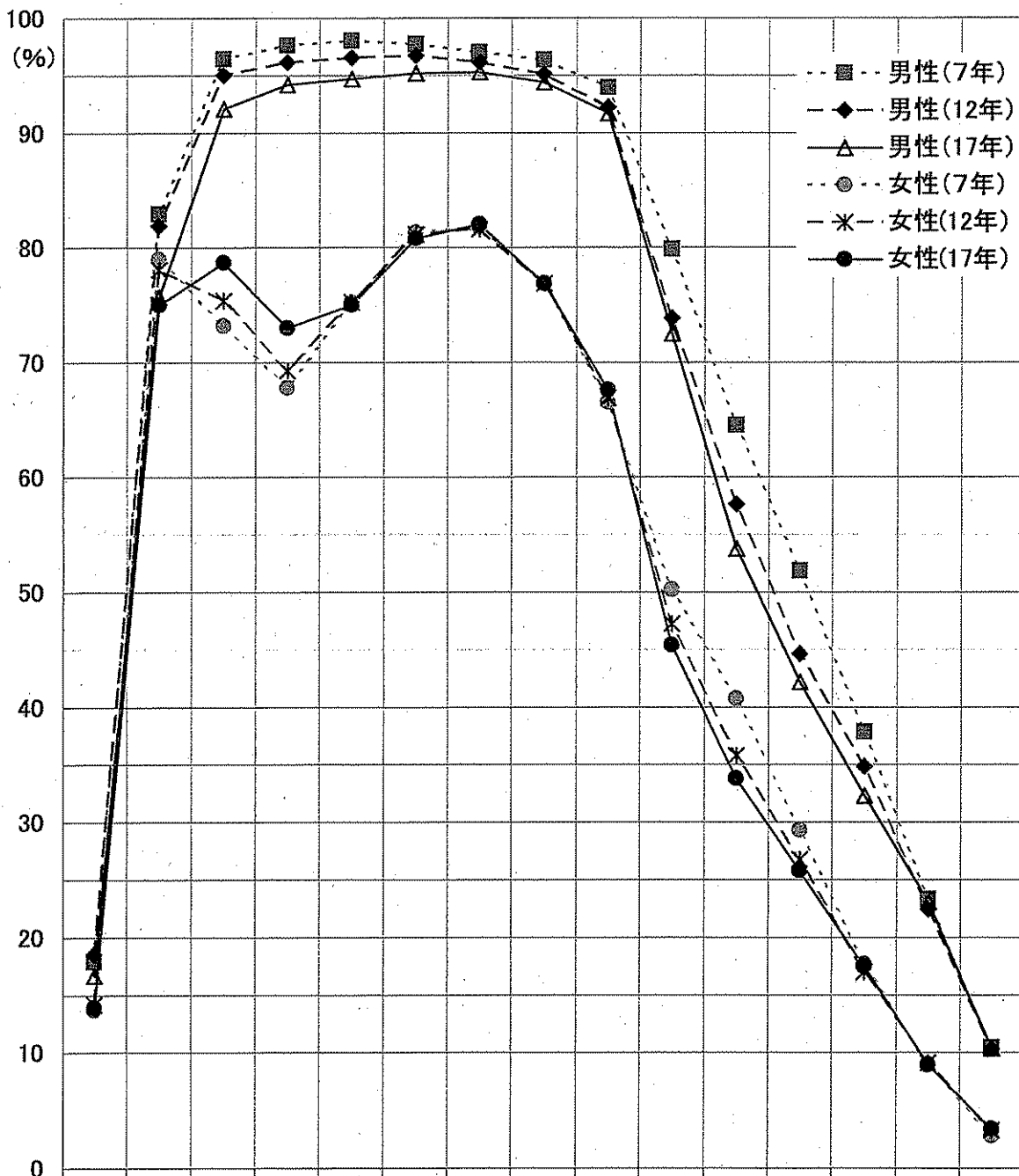


資料：総務省「国勢調査」(平成17年度)

テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成17年国勢調査では、本県の女性の労働力率は、30～34歳を底とするM字カーブを描いている。7年、12年と比べ緩やかではあるが、その底は上がっている。また、男性の労働力率は、7年、12年と比べほぼ全年齢階級で労働力率が下がっている。特に60～70代前半の年齢は、7年と比べ10ポイント近く下がっている。

図B-4 年齢階級別労働力率



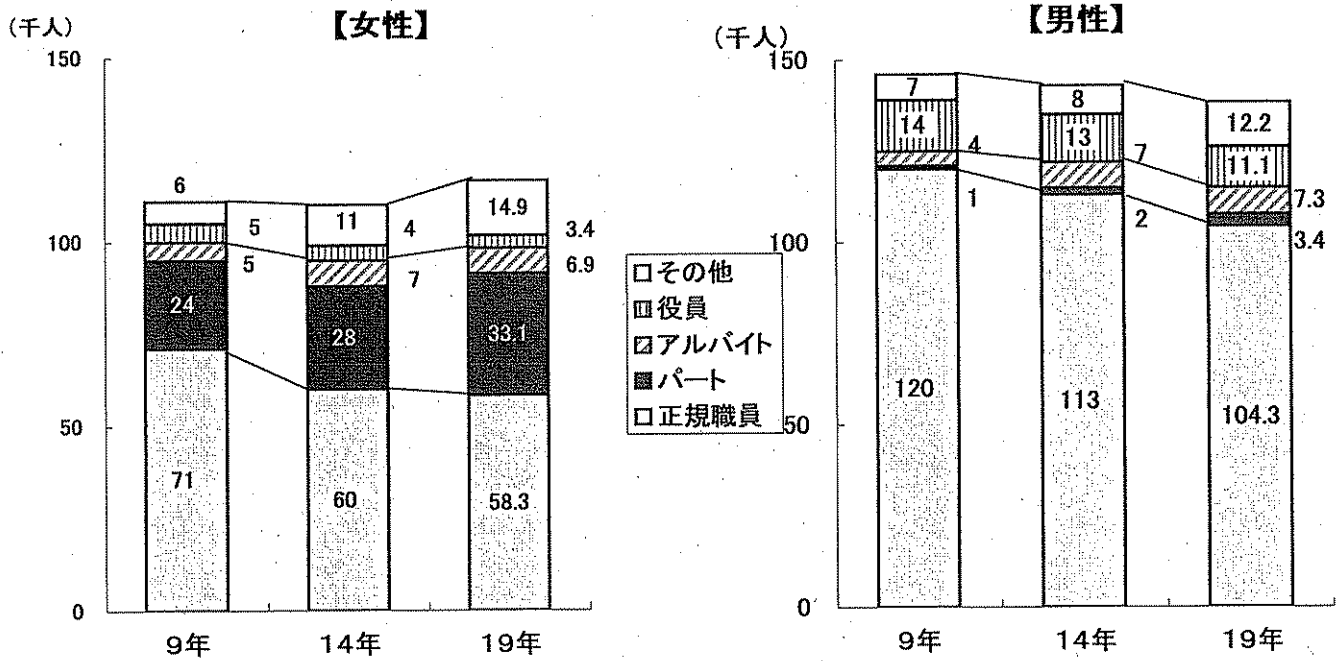
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
---■--- 男性(7年)	17.9	82.9	96.4	97.6	98.0	97.7	97.0	96.3	93.9	79.8	64.5	51.8	37.8	23.3	10.4
-◆- 男性(12年)	18.5	81.9	95.0	96.1	96.5	96.7	96.1	95.1	92.2	73.8	57.6	44.6	34.8	22.4	10.3
-△- 男性(17年)	16.7	75.7	92.1	94.2	94.7	95.2	95.3	94.4	91.7	72.5	53.8	42.2	32.3	23.1	10.3
---●--- 女性(7年)	13.7	79.0	73.2	67.8	75.2	81.3	81.8	76.8	66.5	50.2	40.7	29.3	17.7	8.9	2.8
-*- 女性(12年)	14.2	78.1	75.4	69.3	75.2	81.1	81.6	76.9	66.9	47.2	35.8	26.8	17.0	9.1	3.3
-●- 女性(17年)	13.9	75.0	78.7	73.0	75.0	80.8	82.0	76.9	67.6	45.4	33.8	25.8	17.5	9.0	3.4

資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

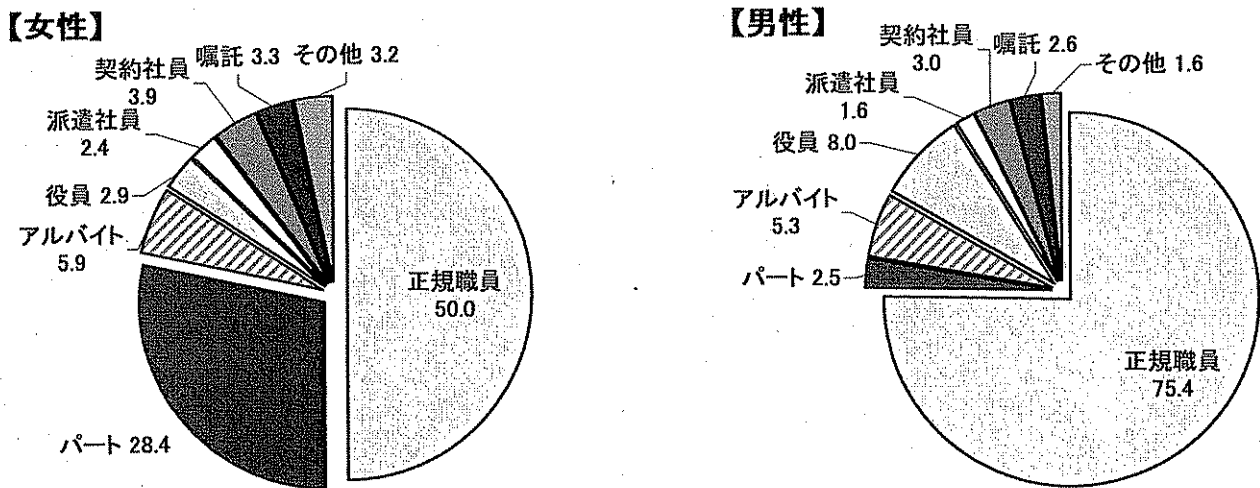
テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成19年就業構造基本調査では、14年と比べて男女とも正規職員の人数が減少し、パート・アルバイト及びその他(派遣事業所の派遣社員・契約社員・嘱託など)の人数が増加している。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性が7.8%に比べ、女性の方が高くなっている。

図B-5 雇用形態別雇用者数の推移



図B-6 雇用形態別雇用者の割合



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

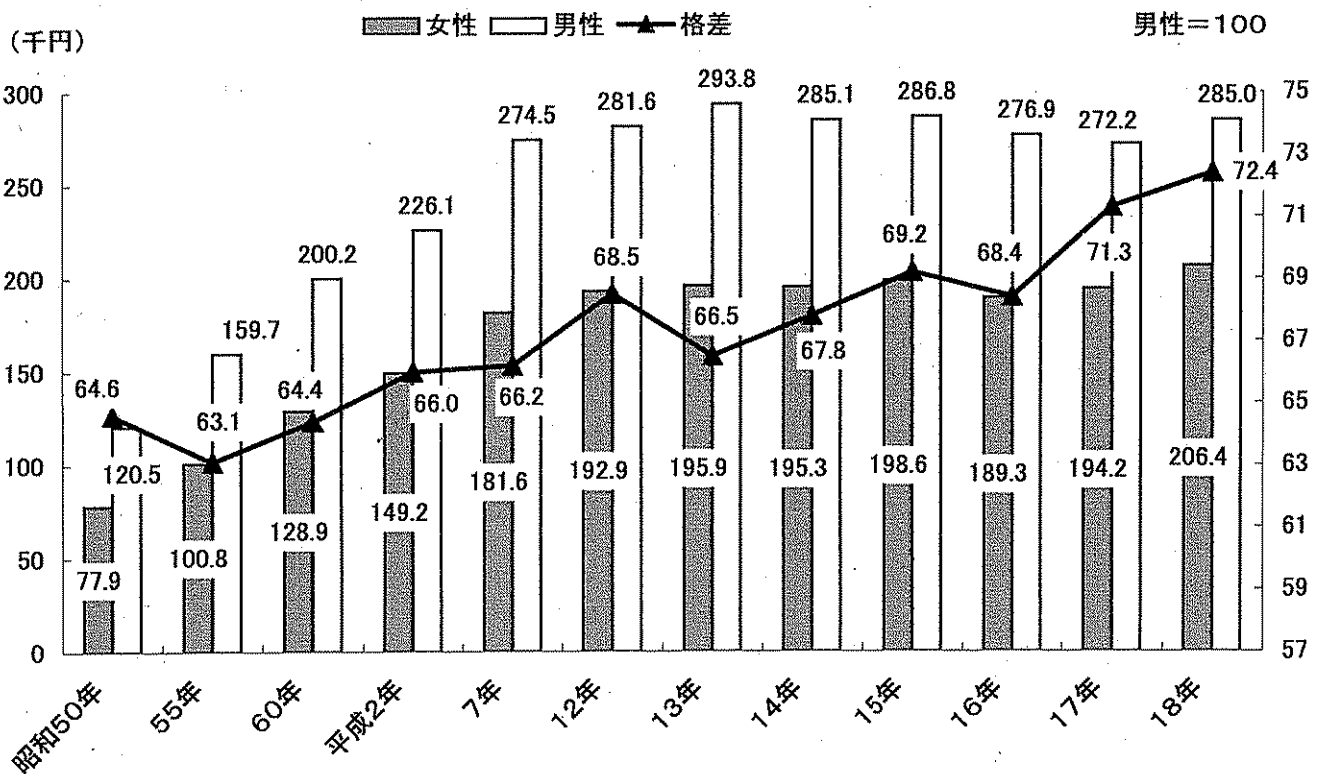
平成18年賃金構造基本調査では、本県の一般労働者の1人当たり月間所定内給与額は、男性を100とする
と女性は72.4となり、昨年に比べ格差は縮小している。

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者
所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

表B-1 一般労働者に係る平均値の推移

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	労働者数 (人)
						現金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
12年	女性	40.8	10.5	170	7	203.4	192.9	559.1	38,970
	男性	40.8	12.6	171	12	304.3	281.6	874.1	69,090
13年	女性	40.4	10.1	170	5	205.9	195.9	545.0	36,450
	男性	41.4	13.1	173	11	313.3	293.8	901.3	65,310
14年	女性	41.6	10.8	167	5	206.1	195.3	513.7	33,970
	男性	41.1	13.0	170	11	307.5	285.1	851.9	61,410
15年	女性	41.4	11.1	168	5	209.9	198.6	499.5	32,770
	男性	41.9	13.4	172	11	308.5	286.8	824.9	57,670
16年	女性	40.6	10.3	167	6	199.7	189.3	430.3	37,540
	男性	42.1	12.5	171	12	299.8	276.9	663.5	73,680
17年	女性	40.2	10.1	166	7	206.1	194.2	463.1	38,940
	男性	41.2	12.5	170	13	294.4	272.2	709.0	60,830
18年	女性	40.5	10.7	169	6	219.4	206.4	512.6	39,580
	男性	42.2	12.8	171	13	309.3	285.0	732.7	63,000

図B-7 一般労働者の月間所定内給与額の比較



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成18年)

テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

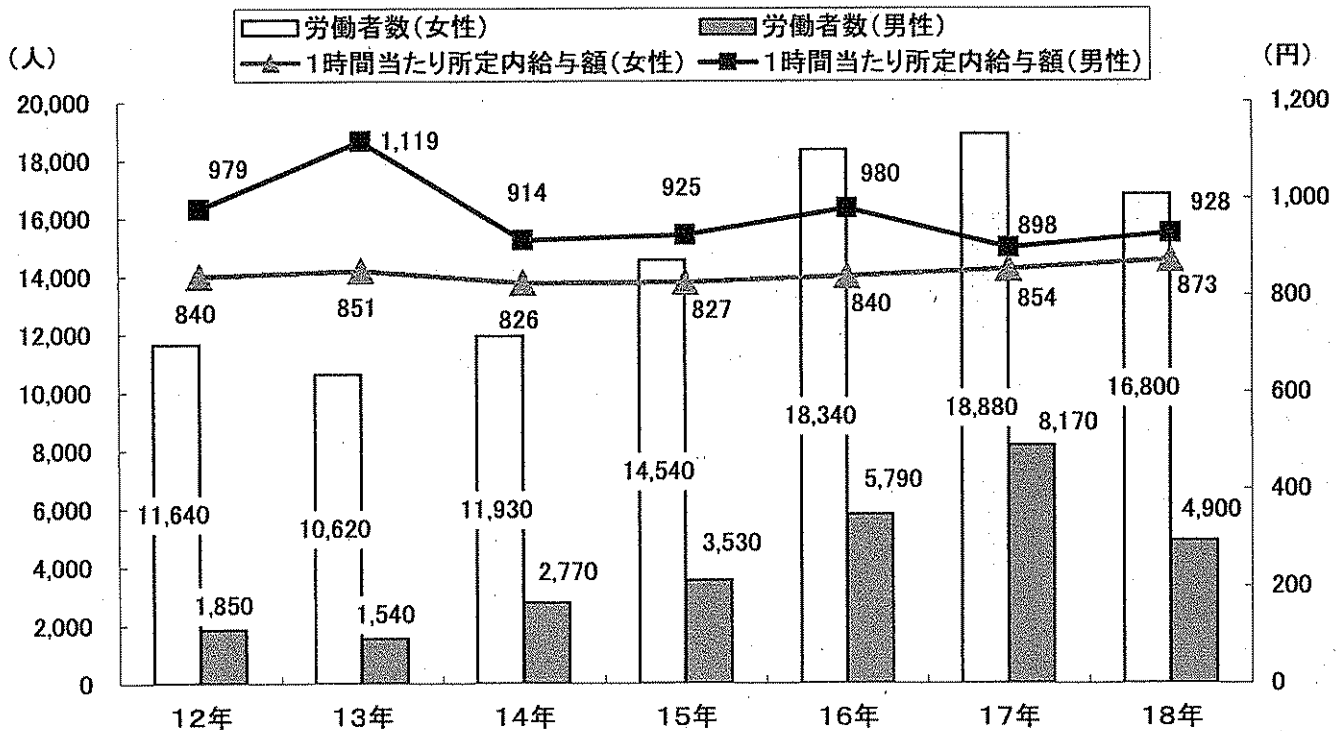
平成18年賃金構造基本統計調査では、本県の短時間労働者(16年までパートタイム労働者)は、男女ともに17年と比べて減少しているが、男性の平均年齢は女性に比べ若くなっている。また、1時間当たりの所定内給与額は、女性は14年以降若干ではあるが徐々に上がってきており873円、男性は928円であった。

(注)「短時間労働者」は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。抽出調査であり労働者数は推計値。

表B-2 短時間(パートタイム)労働者に係る平均値の推移

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
10年	女性	42.4	4.5	20.6	5.6	810	71.5	11,090
11年	女性	45.3	6.0	20.3	5.6	811	66.1	13,140
12年	女性	45.7	5.5	21.4	5.6	840	71.6	11,640
	男性	46.8	3.0	20.0	6.5	979	61.6	1,850
13年	女性	43.7	4.7	20.8	5.7	851	67.9	10,620
	男性	48.7	3.8	19.4	6.1	1,119	124.0	1,540
14年	女性	45.9	5.1	20.7	5.4	826	45.0	11,930
	男性	41.4	2.8	16.9	5.8	914	24.2	2,770
15年	女性	45.3	4.9	20.8	5.5	827	47.8	14,540
	男性	39.8	3.8	17.9	5.6	925	35.4	3,530
16年	女性	44.2	5.4	20.3	5.5	840	43.2	18,340
	男性	44.4	3.6	20.0	5.4	980	23.8	5,790
17年	女性	42.3	4.7	19.3	5.0	854	40.7	18,880
	男性	34.1	3.7	16.6	4.2	898	25.6	8,170
18年	女性	42.9	5.2	19.7	5.2	873	25.9	16,800
	男性	38.5	3.2	16.9	5.2	928	34.4	4,900

図B-8 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額の比較

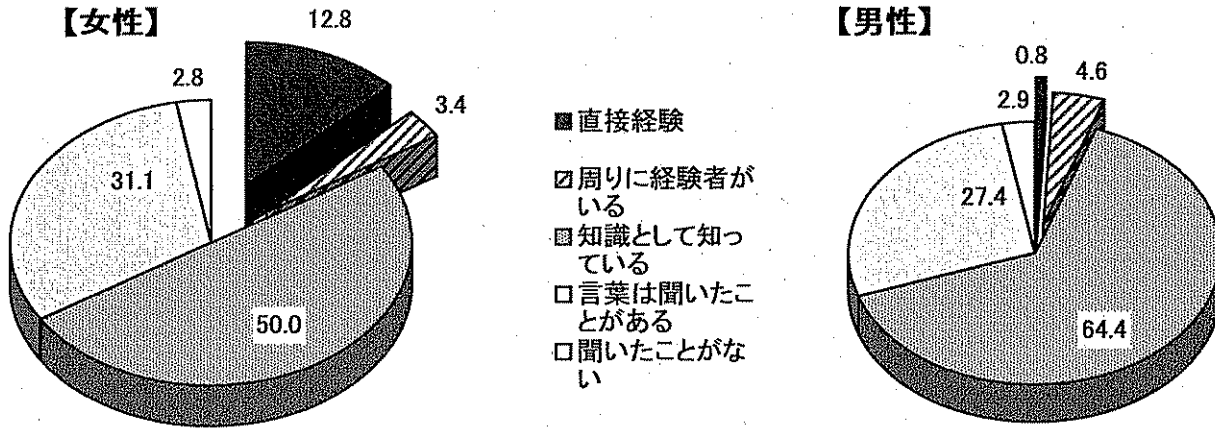


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成18年)

テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査では、女性では約16%、男性では約5%が直接経験または身近な人がセクシュアル・ハラスメントを経験している。

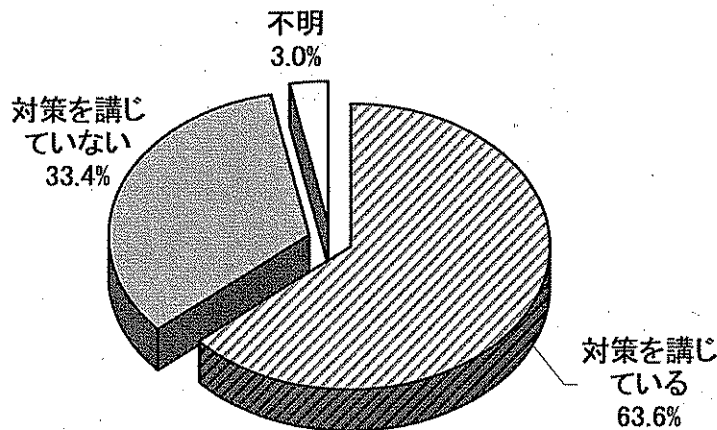
図B-9 セクシュアル・ハラスメントの経験・認知



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成16年度)

平成17年度鳥取県労働条件等実態調査では、何らかのセクシュアル・ハラスメント対策を講じている事業所は63.6%で、16年の52.6%から11.0ポイント増加しており、総じて規模の大きな事業所ほど対策を講じている。

図B-10 セクシュアル・ハラスメント防止対策の状況



資料：鳥取県労働条件等実態調査(平成17年度)

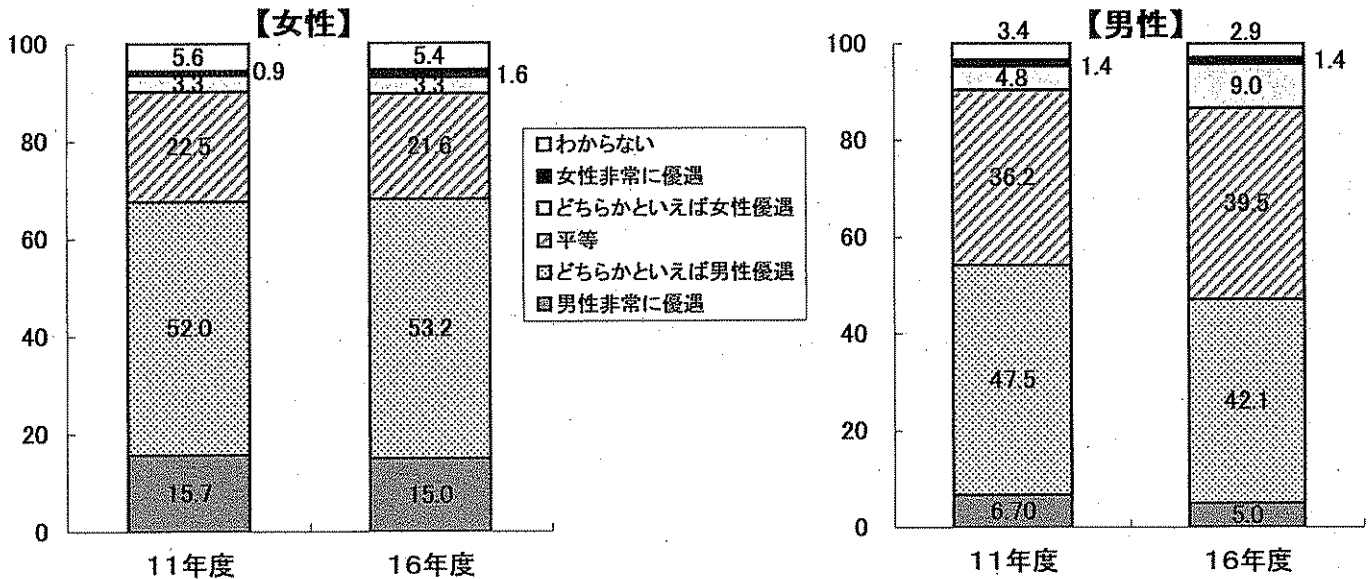
<対象>従業員(常用雇用)規模10人以上の1,000民営事業所を抽出
(回答率33.2%,332事業所)

テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

◆仕事と家庭を両方大切にしよう

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査では、家庭生活において女性の約7割、男性の約5割が男性が優遇されていると感じている。

図B-11 家庭生活における男女平等感



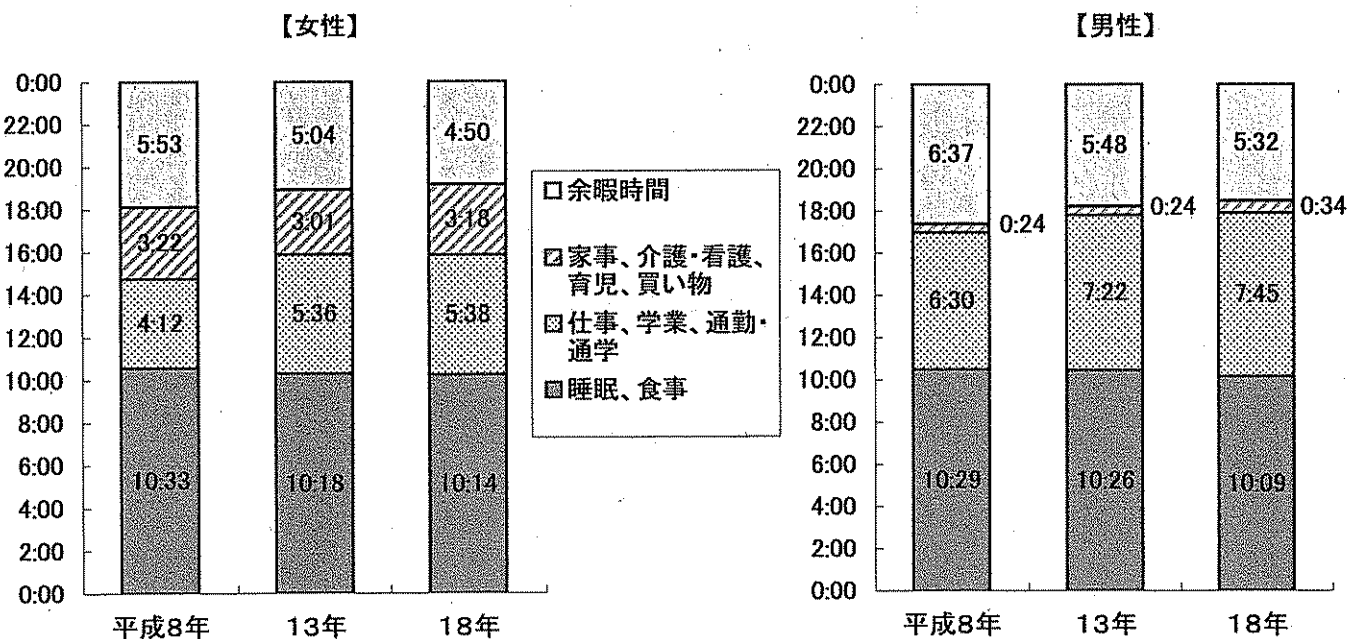
資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成16年度)

平成18年社会生活基本調査では、本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が34分で平成13年に比べ10分増加しているが、女性の3時間18分との差は縮まっていない。

(注)有業者：15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

生活時間：睡眠・食事を一次活動、二次活動の仕事関連が通勤・通学・仕事・学業で、家事関連が家事・介護・看護・育児・買い物、余暇時間を三次活動とする。仕事関連活動は有償労働、家事関連活動は無償労働と区分することができる。

図B-12 男女有業者の週平均生活時間

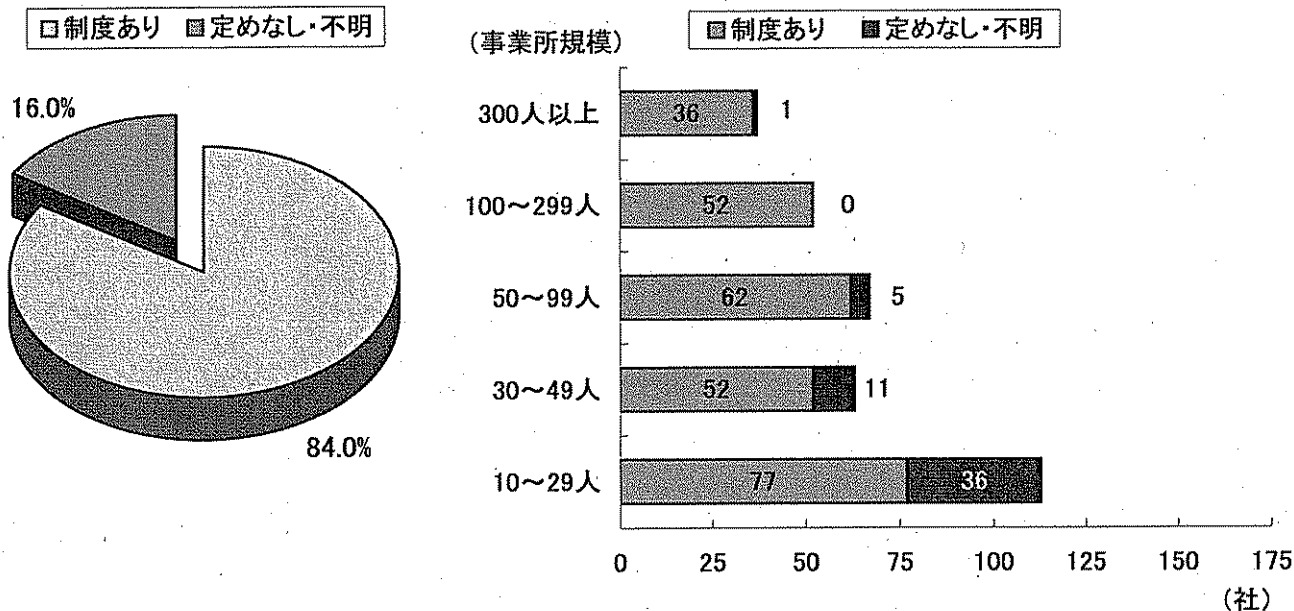


資料：総務省：「社会生活基本調査」(平成18年)

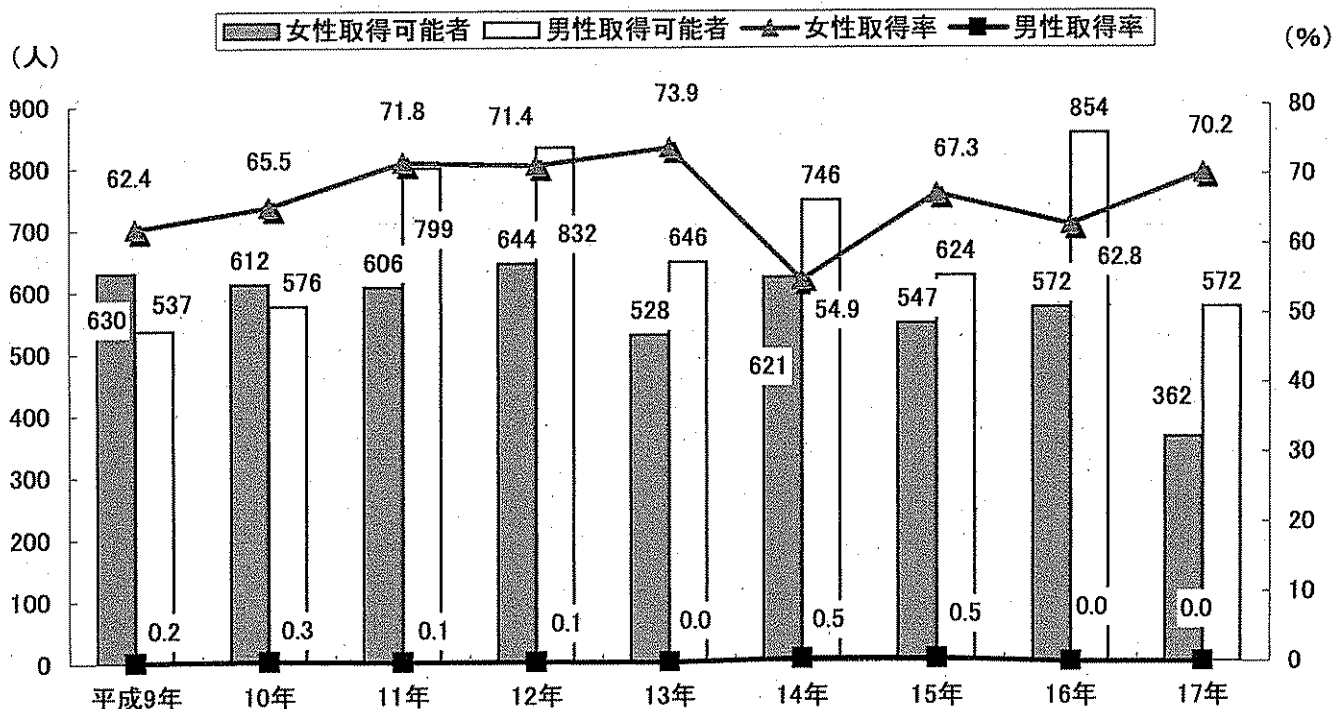
テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成17年度鳥取県労働条件等実態調査では、育児休業制度を制定していない事業所は16.0%であり、規模が小さい所に多い。
また、育児休業取得可能者は男女とも前年に比べ大幅に減少しているが、育児休業取得率は、女性は7.4ポイント増加している。

図B-13 育児休業制度の有無



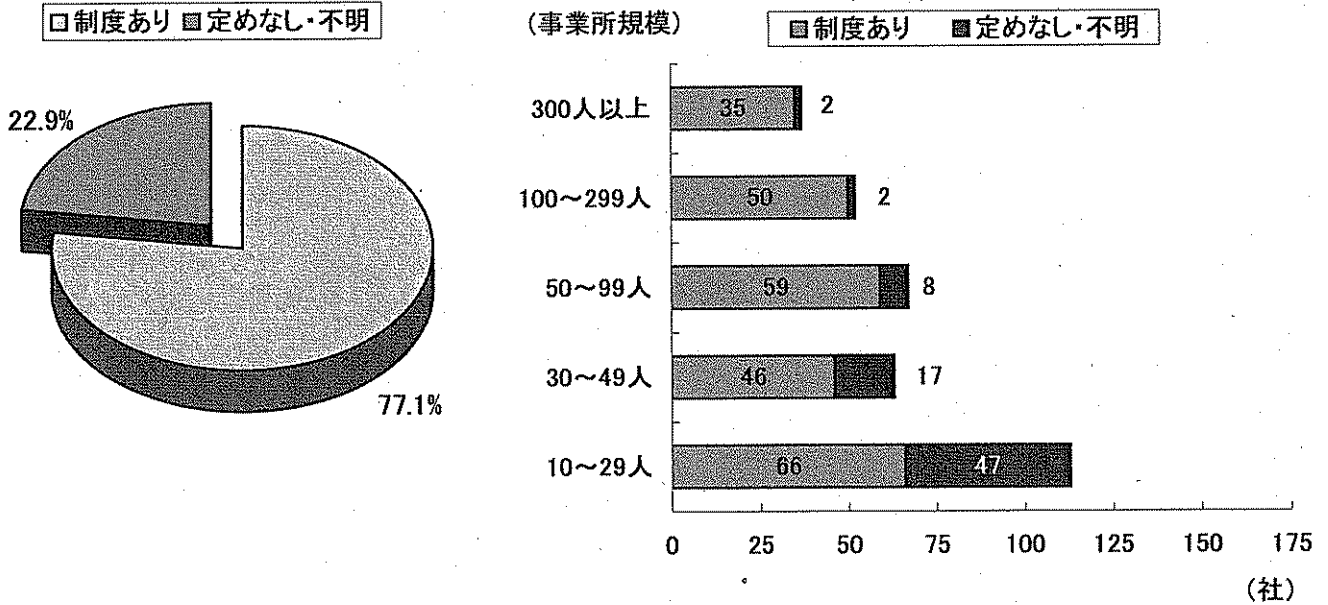
図B-14 育児休業取得率の推移



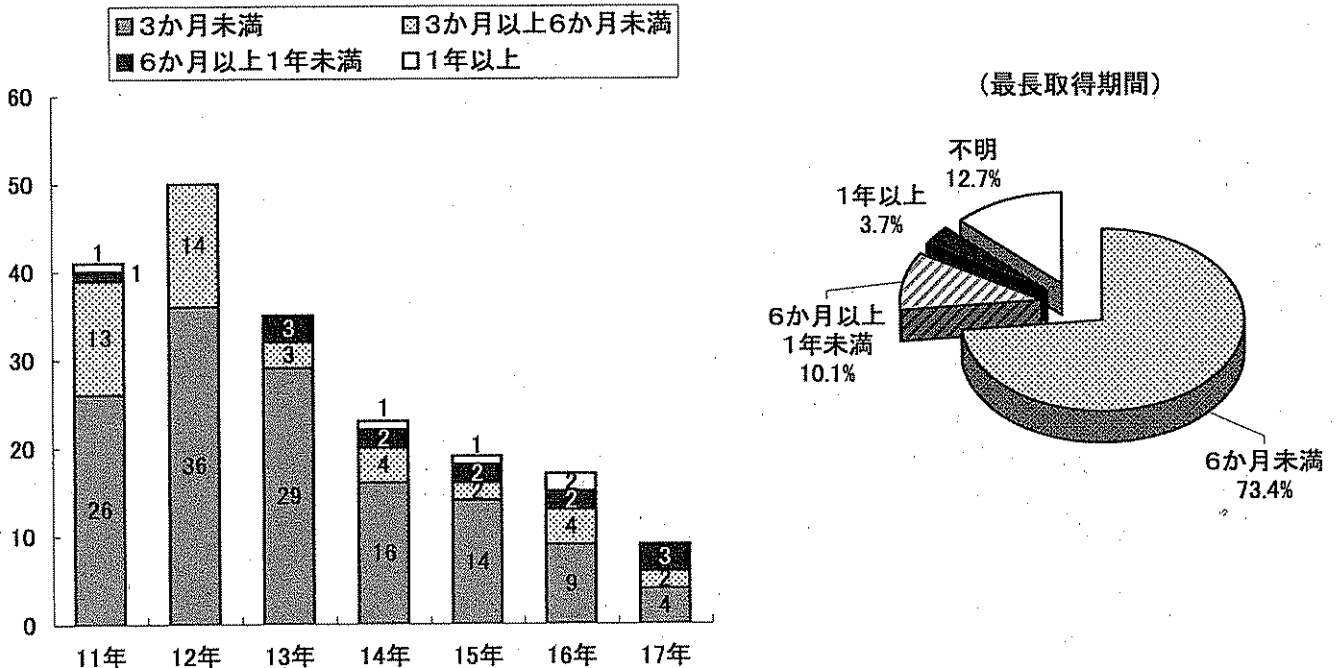
資料：鳥取県労働条件等実態調査(平成17年度)
 <対象>従業者(常用雇用)規模10人以上の1,000民営事業所を抽出
 (回答率33.2%,332事業所)

平成17年度鳥取県労働条件等実態調査では、介護休業制度を制定していない事業所は22.9%であり、育児休業制度と同様規模が小さいほど多い。
また、介護休業制度の取得状況は332事業所中8事業所で、実際に取得した者は9人であった。

図B-15 介護休業制度の有無



図B-16 介護休業制度の取得状況

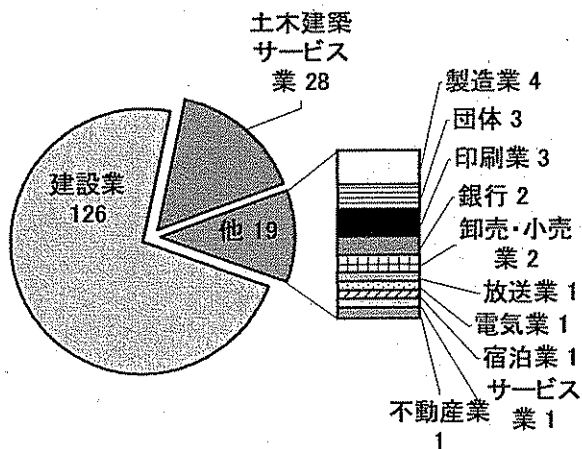


資料：鳥取県労働条件等実態調査(平成17年度)
 <対象>従業員(常用雇用)規模10人以上の1,000民営事業所を抽出
 (回答率33.2%,332事業所)

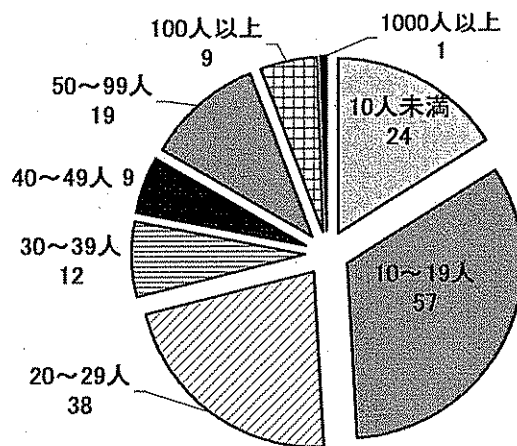
テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成20年3月末現在、仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は173であり、業種に偏りはあるものの、従業員規模で見ると20人未満の企業等が半数近くを占めている。

図B-17 業種別の認定状況



図B-18 従業員規模別の状況

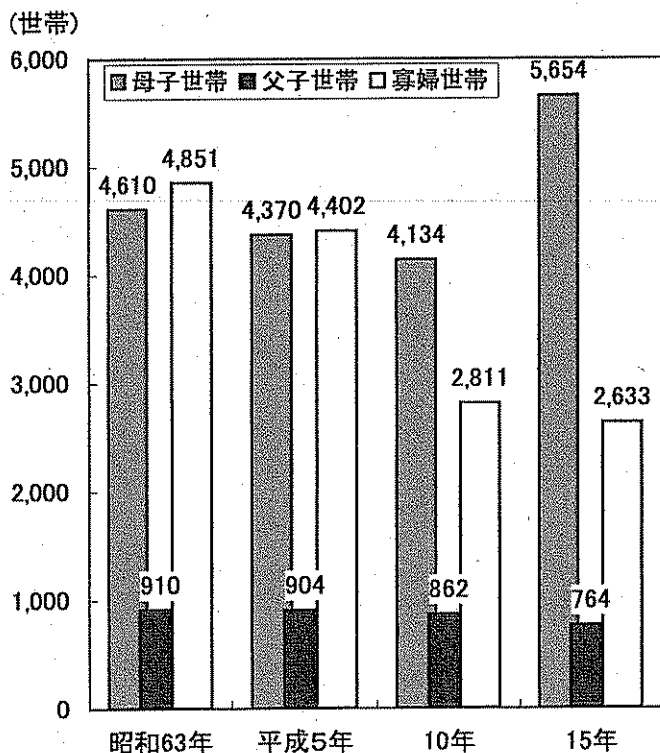


資料：鳥取県男女共同参画推進課調べ(平成19年)

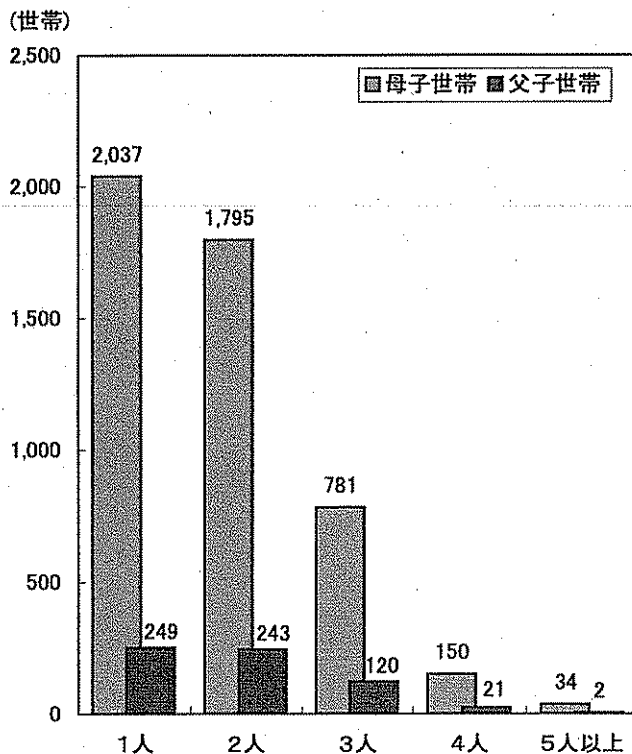
平成15年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査によると、父子世帯及び寡婦世帯が減少傾向にあるのに対して、母子世帯の世帯数は前回調査と比較すると大幅に増えており、子どもが2人以下の世帯が大半を占めている。

(注)「母子世帯」は父のいない児童(満20歳未満の者で未婚の者)が、その母によって養育されている世帯
「寡婦」は、配偶者のいない女子でかつて母子家庭の母であった40歳以上65歳未満の者

図B-19 ひとり親世帯の推移



図B-20 ひとり親世帯の子どもの状況

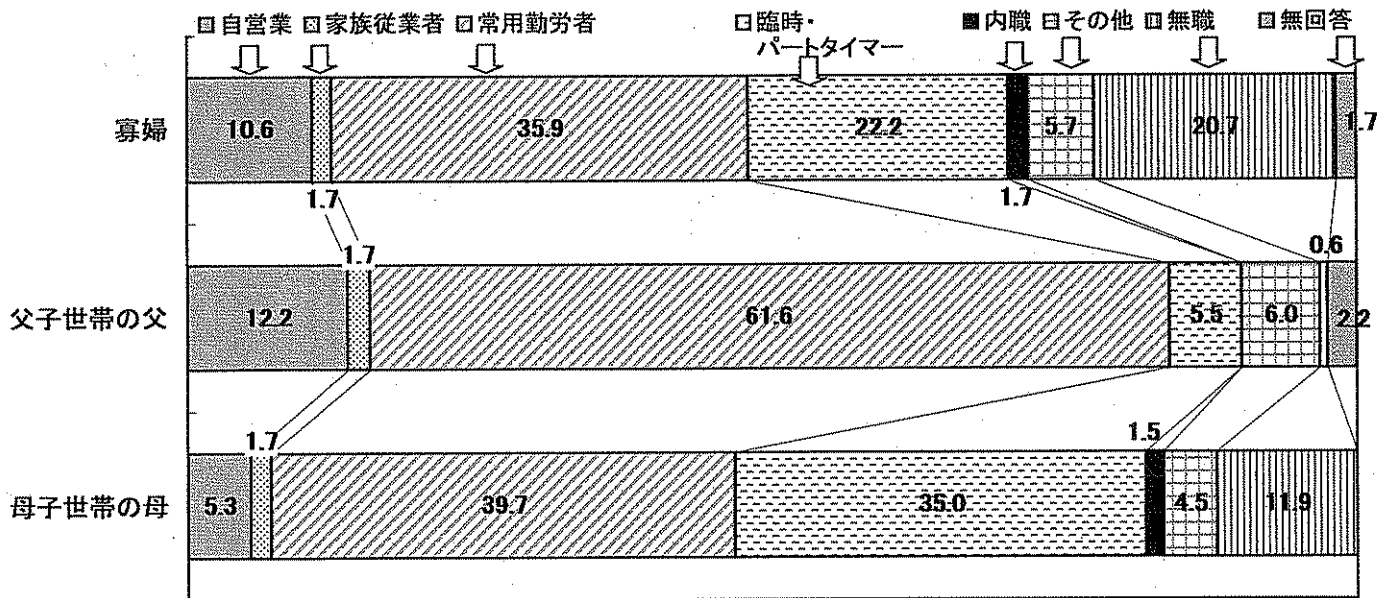


資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成15年度)

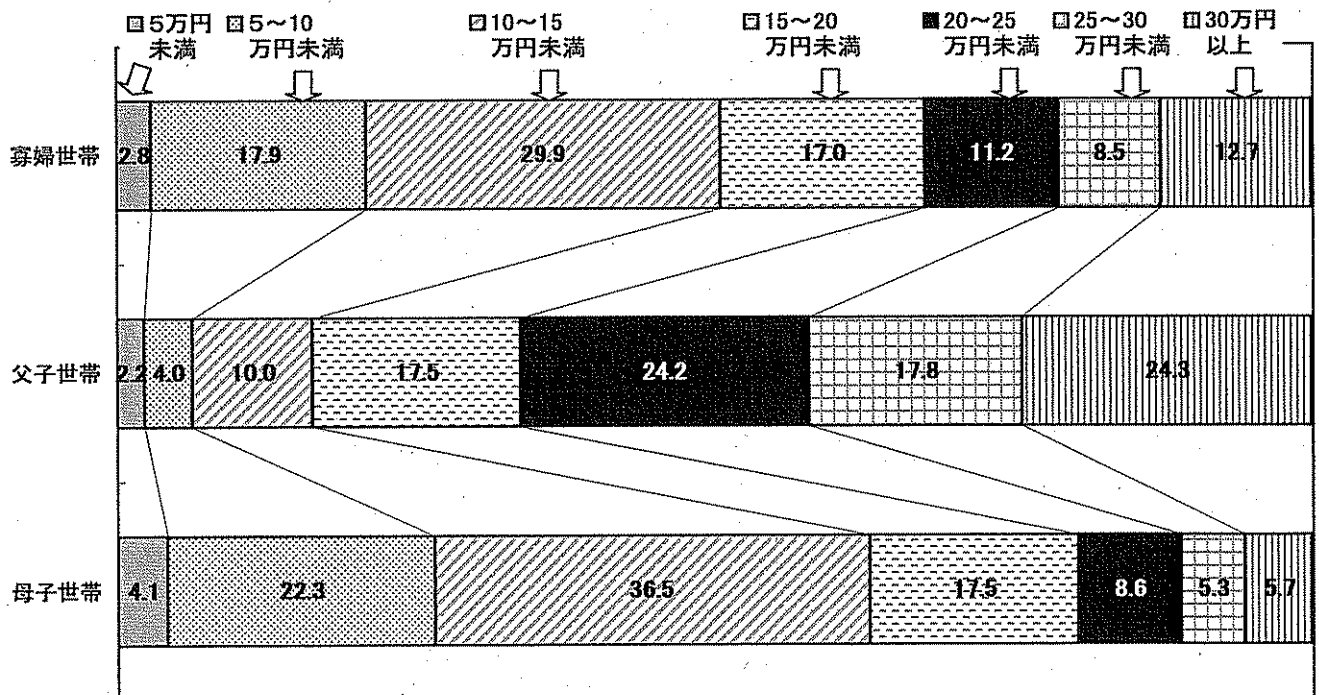
テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成15年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査では、臨時・パートタイマー、内職の割合が母子世帯では36.5%、寡婦世帯では23.9%と高くなっている。
 また、平均月収は15万円未満の世帯が母子世帯では6割、寡婦世帯でも5割を超えている。一方、父子世帯の6割以上が平均月収20万円以上である。

図B-21 ひとり親世帯の就業状況



図B-22 ひとり親世帯の平均月収



資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成15年度)

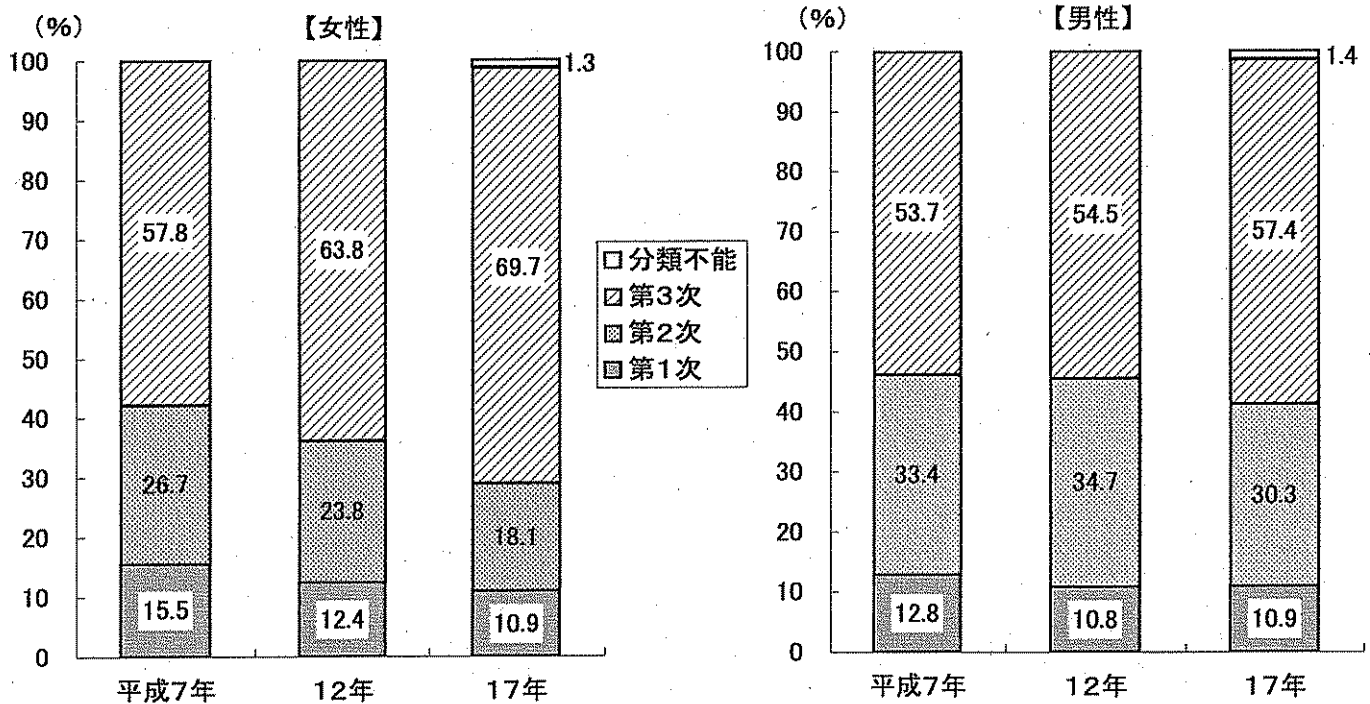
テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

◆農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

平成17年国勢調査では、本県の就業者は第1次産業・第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が高くなっている。また、女性の変化が男性に比べ大きい。

(注) 第1次産業：農業、林業、漁業 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む12項目

図B-23 産業大分類別就業者数

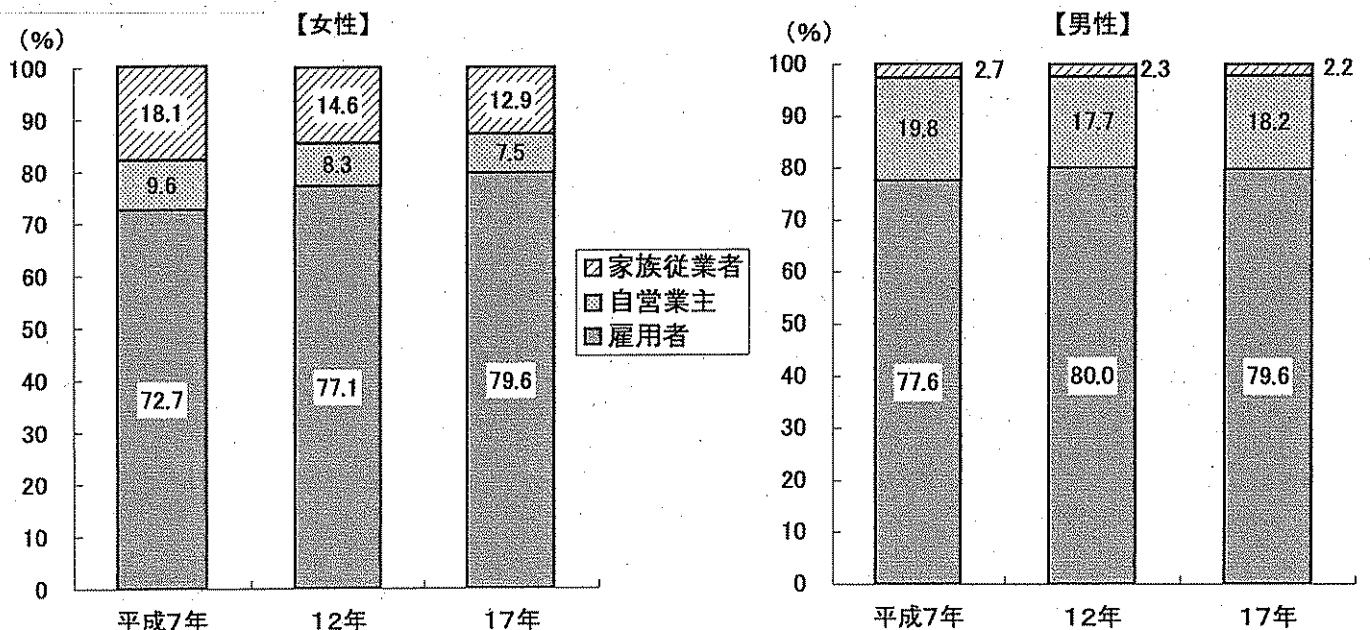


資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

平成17年国勢調査では、本県の就業者の従業上の地位は男性では大きな変化は見られないが、女性では事業主・家族従業者が減少し、雇用者が増加している。

(注) 家族従業者：農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族

図B-24 就業上の地位別就業者数の推移

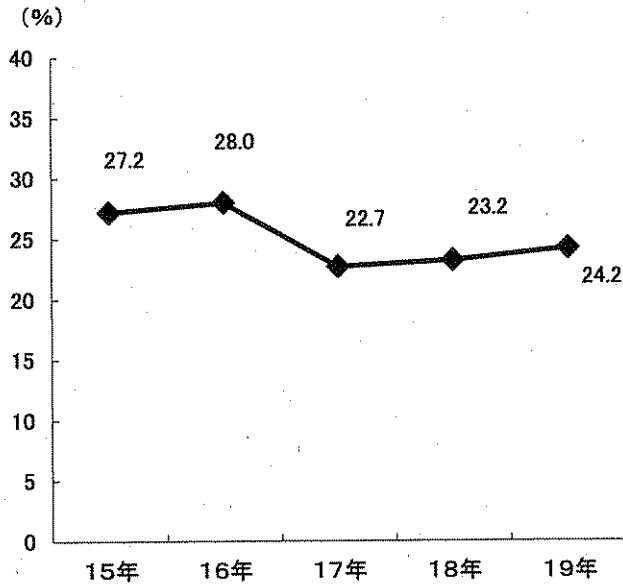


資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

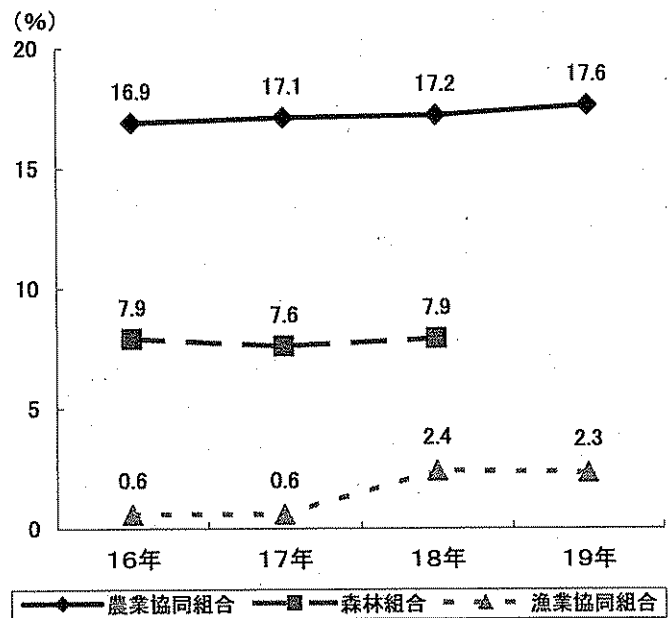
平成19年の農業委員について、選任委員に占める女性の割合は24.2%となっている。また、平成19年の各種組合正組合員に占める女性の割合は、農業協同組合で17.6%、森林組合で7.9%、漁業協同組合で2.31%となっている。

図B-25 選任委員に占める女性農業委員の割合



資料：鳥取県経営支援課調べ(平成19年)

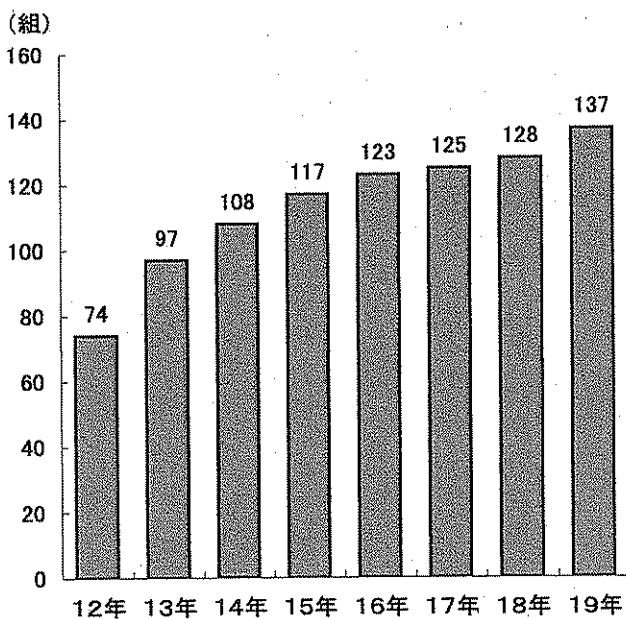
図B-26 各種組合正組合員の女性割合推移



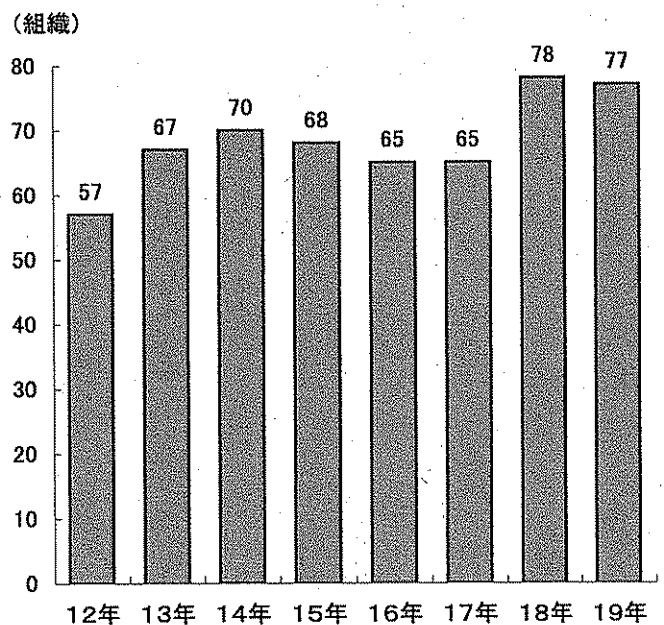
資料：鳥取県農政課・水産課調べ(平成19年)

平成19年の家族経営協定の締結状況は137組で緩やかに増加してきており、女性起業組織数については77組織で横ばいの状況である。

図B-27 家族経営協定の締結状況



図B-28 女性起業組織の推移



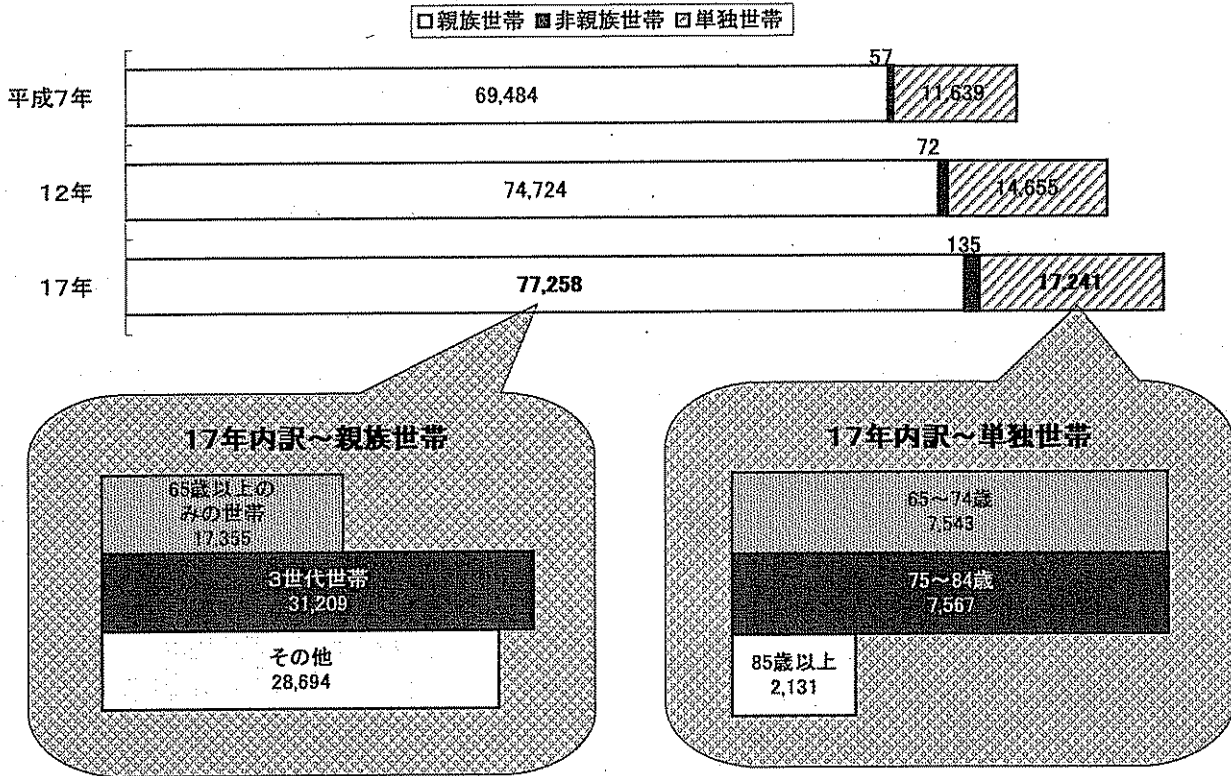
資料：鳥取県農林総合技術研究院調べ(平成19年)

テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

◆男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者が安心して暮らせる社会にしよう

平成17年国勢調査では、本県の65歳以上の親族のいる一般世帯は94,634世帯、うち単独世帯は17,241世帯で7年から増加傾向で推移している。

図B-29 65歳以上の親族のいる世帯の推移

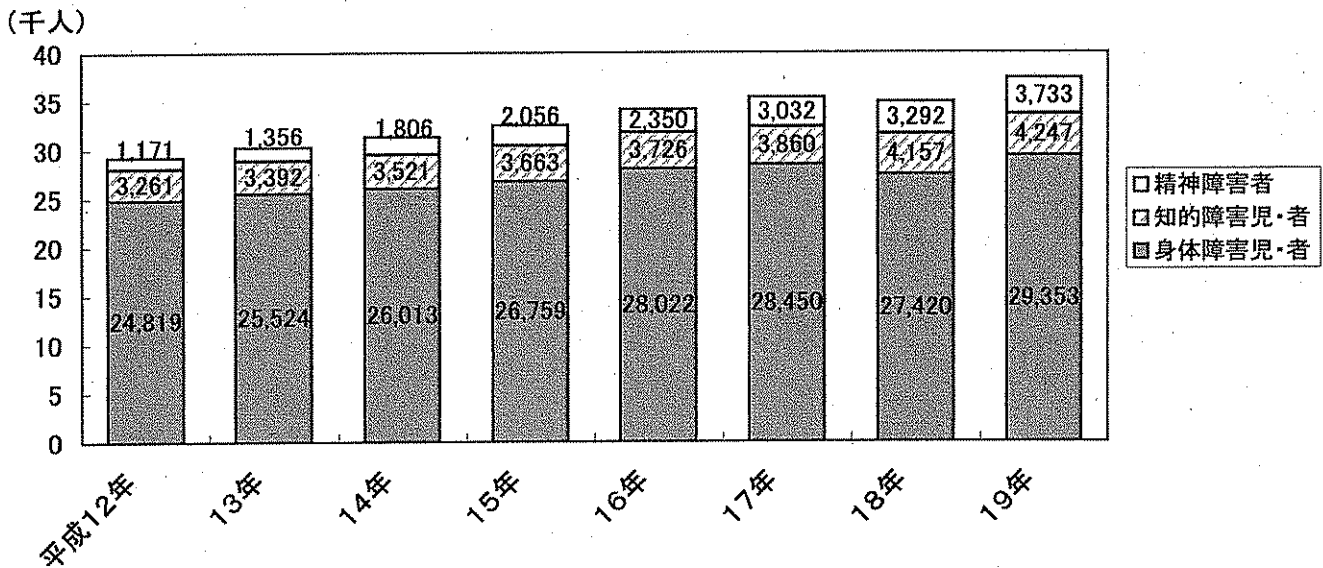


資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

本県における各種手帳を所持する障害児・者数は、身体・知的・精神障害のいずれも、増加で推移している。

(注) 身体障害児・者：各年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数(H17は10月1日、H19からは各年3月31日現在)
 知的障害児・者：各年3月31日現在の療育手帳所持者数
 精神障害者：各年度3月31日現在の保健福祉手帳所持者数

図B-30 障害児・者数の推移



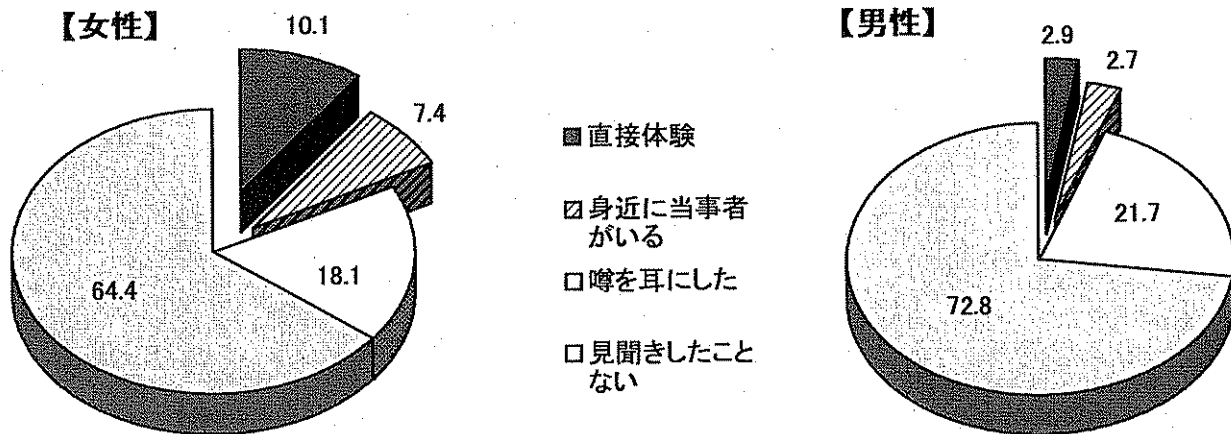
資料：鳥取県障害福祉課調べ(平成19年)

テーマC：女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

◆女性に対するあらゆる暴力をなくそう

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査では、女性の約18%、男性約6%が直接経験または身近な人が夫又は妻・パートナーからの暴力を経験している。

図C-1 夫婦等の間での暴力の経験・認知

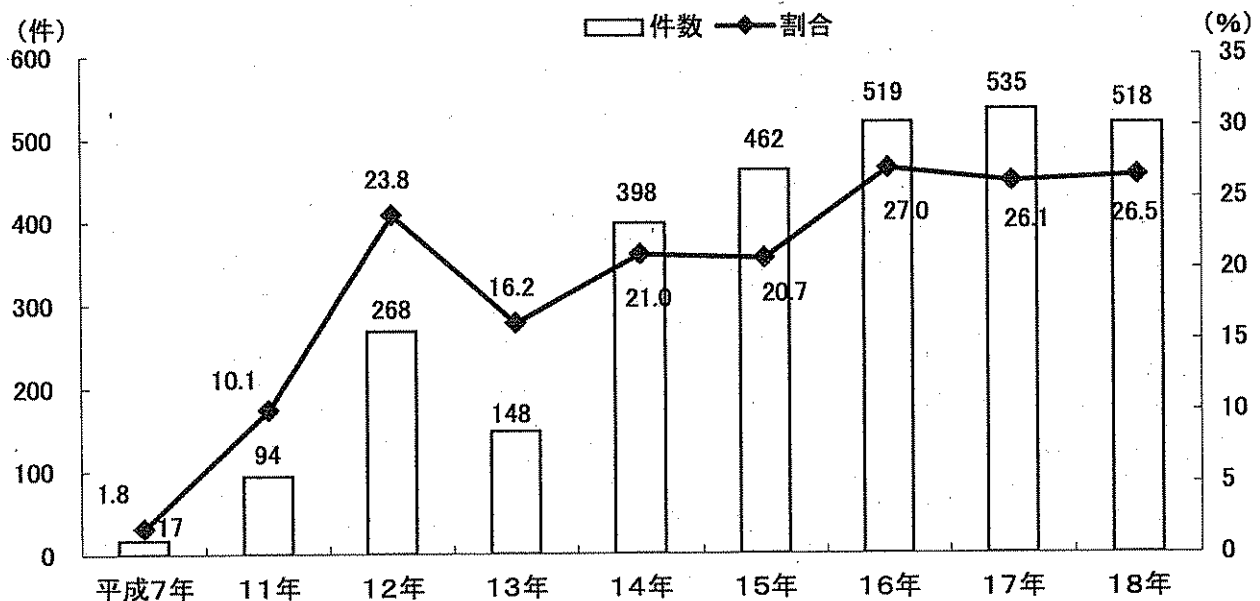


資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成16年度）

平成18年度の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は、518件で17年度より17件の減少であるが、総女性相談件数に対する比率は26.5で、17年度より0.4ポイントの増加となっており、依然として総件数の1/4以上の割合を占めている。

(注)DV(ドメスティック・バイオレンス)：夫婦、恋人間など親密な関係にある男女間で起こる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、罵る・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。

図C-2 DV相談件数の推移

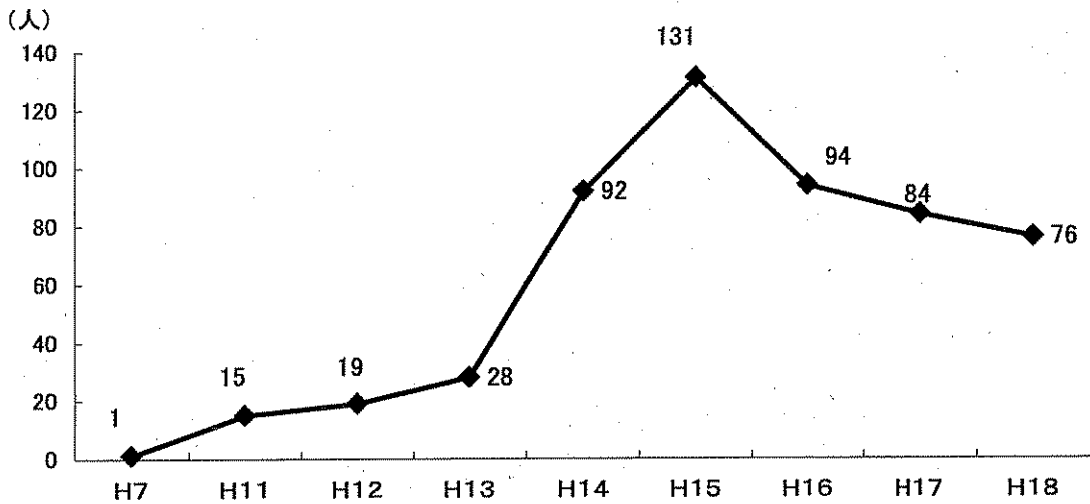


資料：鳥取県子ども家庭課調べ（平成19年）

テーマC：女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

平成18年の本県の福祉相談センター等におけるDVを主訴とする一時保護数は76人で、前年と比べ8人減少している。

図C-3 一時保護数の推移



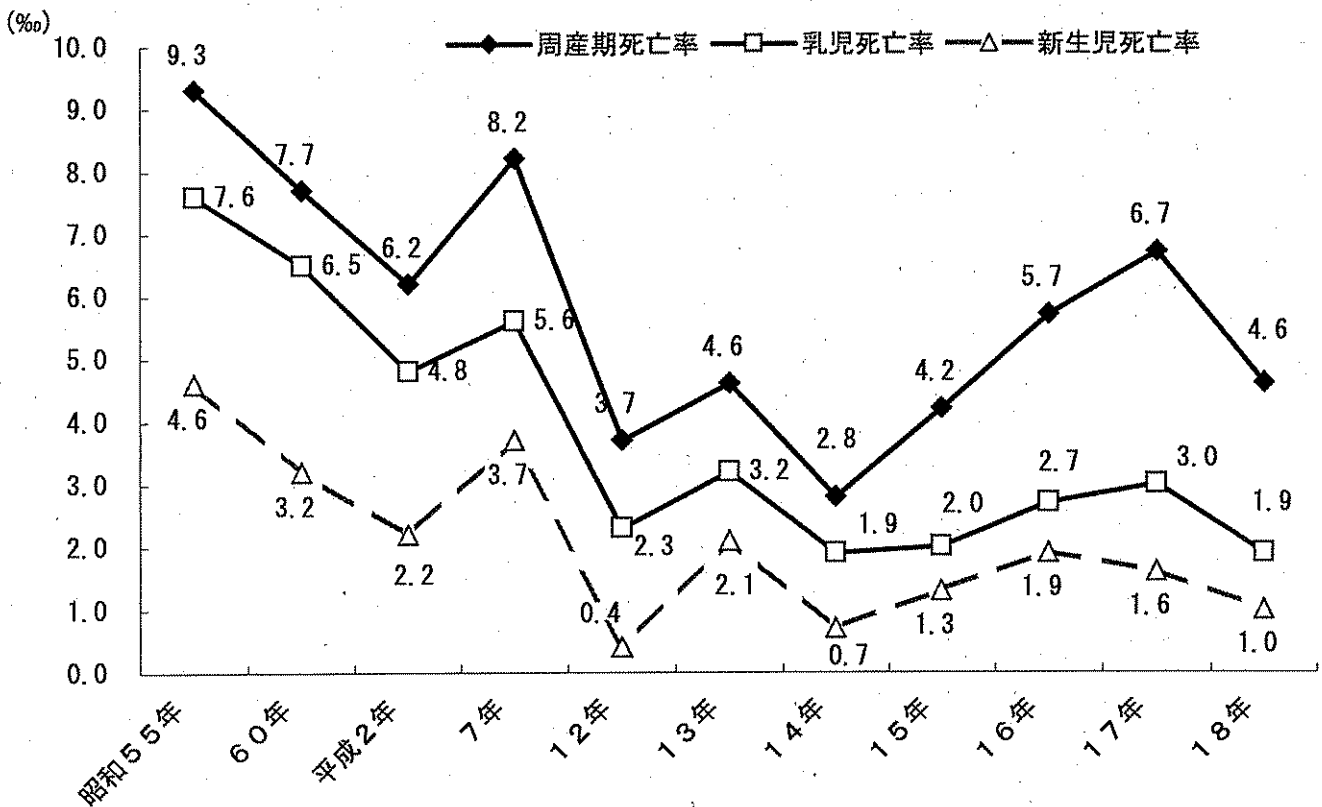
資料：鳥取県子ども家庭課調べ(平成19年)

◆女性の健康を支援していこう

平成18年人口動態統計では、本県の周産期死亡率は4.6‰、乳児死亡率は1.9‰、新生児死亡率は1.0‰でいずれも前年より減少している。

(注)「周産期死亡率」は、(年間の妊婦満22週以後の死産数+年間の早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷年間の出生数×1000。「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の事件数÷年間の出生数×1000

図C-4 母子保健関係指標の推移



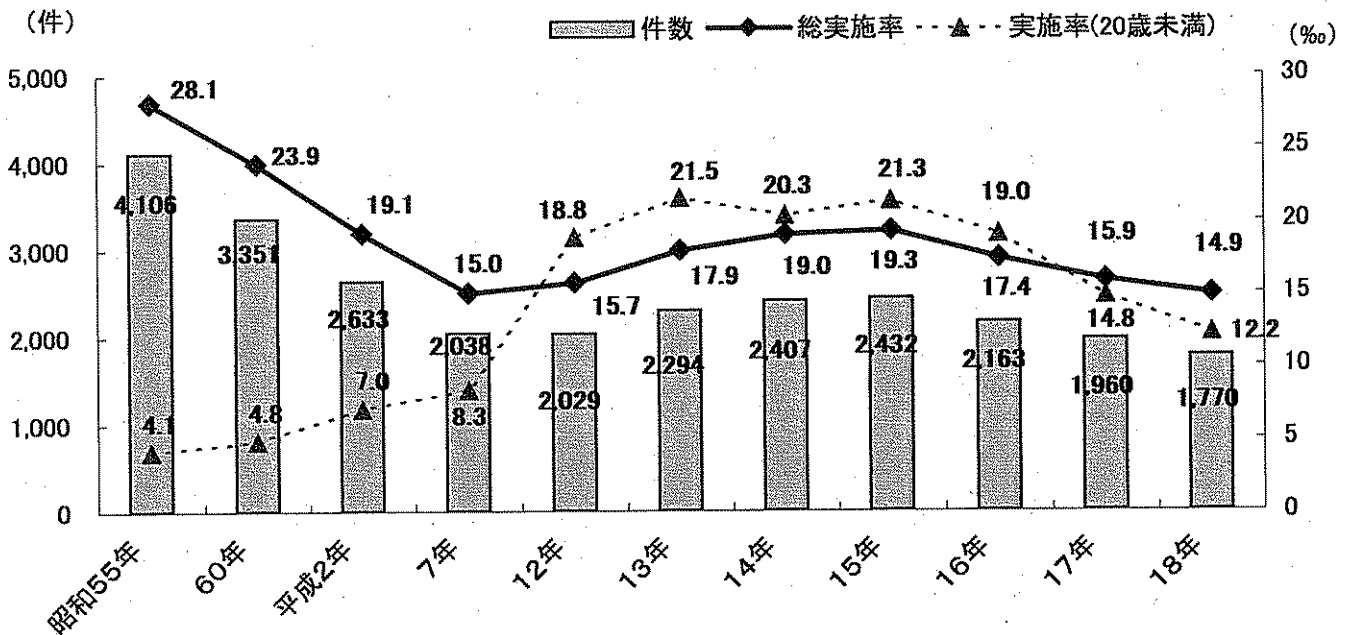
資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成18年)

テーマC：女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

平成18年の本県の人工妊娠中絶件数は1,770件で17年より190件減少、総実施率も14.9%で1.0ポイントの減少、20歳未満の人工妊娠中絶実施率は12.2%となっている。

(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数/15歳以上50歳未満女子総人口×1000

図C-5 人工妊娠中絶件数の推移



資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成18年)

平成18年感染症発生動向調査によると、本県の性感染症定点報告対象の4疾病のうち淋菌感染症と性器クラミジア感染症の患者数は、淋菌感染症は33人で前年の半数以下に減少、性器クラミジア感染症は142人で17年と比べ22人の減少であった。また、梅毒は1人、後天性免疫不全症候群については3人であった。性別及び年齢で見ると、淋菌感染症の報告はすべて男性からであり20～40代に多く、性器クラミジア感染症については女性の割合が高いが、17年と比べ20代前半の患者数が半数以下に減少している。

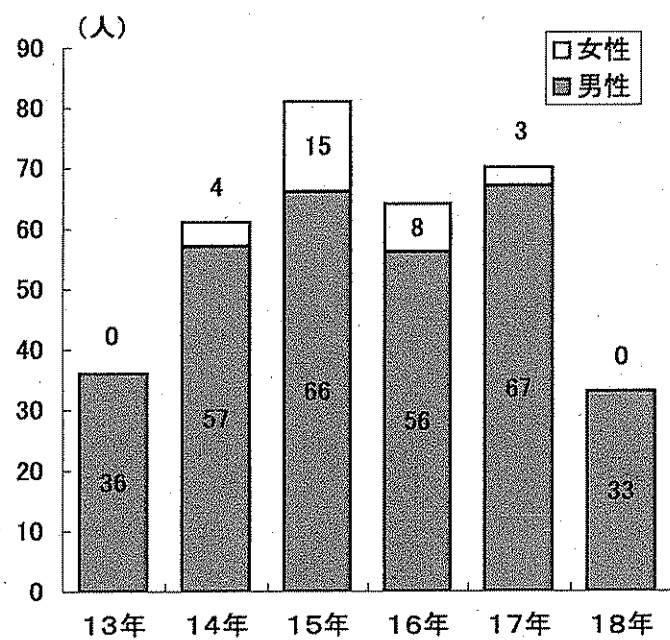
表C-1 感染症患者数

区分	患者数(人)		
	平成16年	17年	18年
梅毒	1	3	1
後天性免疫不全症候群	0	2	3
淋菌感染症 ※	64	70	33
性器クラミジア感染症 ※	183	164	142

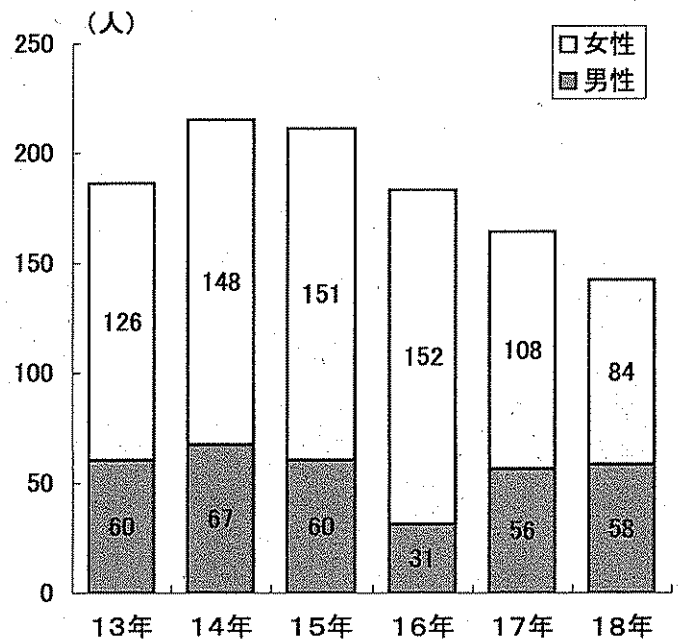
※ 淋菌感染症及び性器クラミジア感染症については、一定人口毎に定められた指定届出機関(県内5カ所)での数値。

資料：鳥取県感染症発生動向調査(平成18年)

図C-6 淋菌感染症の男女別推移



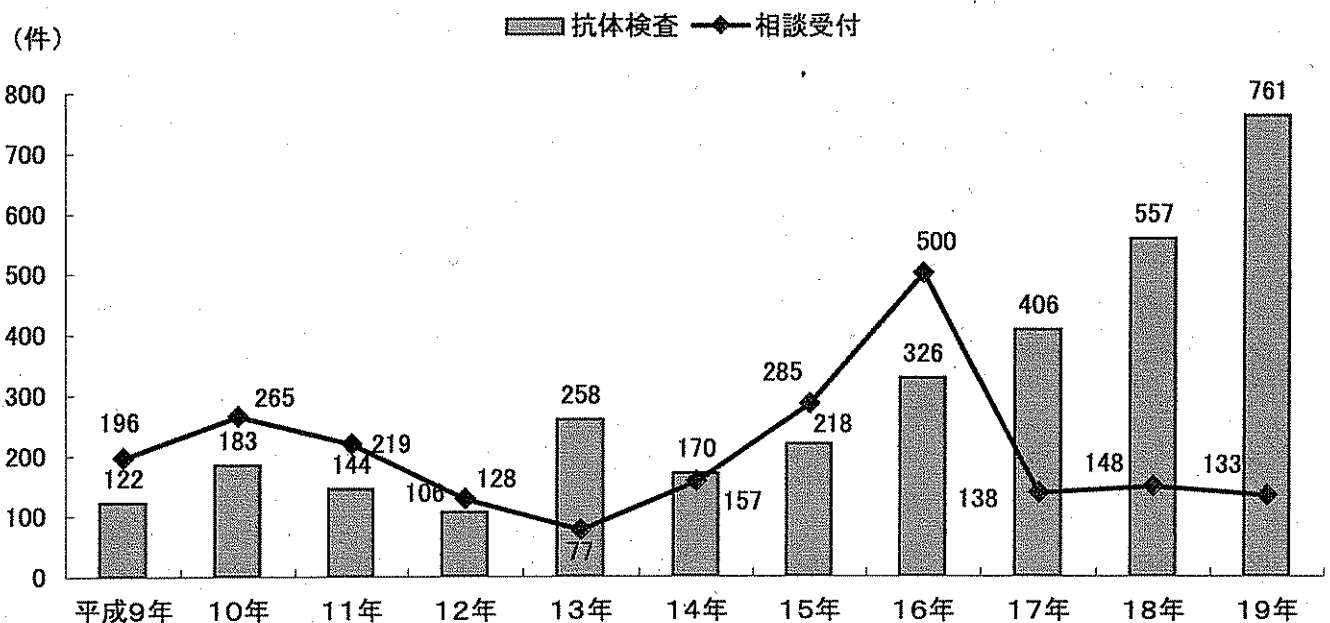
図C-7 性器クラミジア感染症の男女別推移



資料：鳥取県感染症発生動向調査(平成18年)

平成19年の本県の感染症法に基づくエイズ患者・感染者情報では、保健所におけるHIV抗体検査は761件で前年に比べ204件の増加、相談受付は133件でやや減少している。

図C-8 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成19年)